

# 笑顔を求めて

## －神戸の児童支援－

平成25年度 事業報告

神戸市こども家庭センター

# 目 次

◇ 平成25年度 事業報告	頁
第 1 章 こども家庭センターの概要	1
第 2 章 養護相談の業務	8
第 3 章 虐待相談の業務	10
第 4 章 障害相談の業務	13
第 5 章 非行相談の業務	17
第 6 章 育成相談の業務	21
第 7 章 判定の業務	23
第 8 章 一時保護所の業務	27
第 9 章 発達クリニック	30
◇ 児童虐待防止110番事業報告	40
児童虐待 夜間休日相談ダイヤル実績報告	45
<資料> 統 計	47
1. 受理した相談及び対応の状況	
(1) 年齢別、相談区分別件数	
(2) 相談経路別、男女別件数	
(3) 相談区分別、対応の状況	
2. 受理した相談の区分別等の推移	
(1) 相談区分別の推移	
(2) 相談経路別の推移	
(3) 対応区分別の推移	
3. 研修生・実習生受入実績	

# 平成25年度 事業報告

# 第1章 神戸市こども家庭センターの概要

\* 「神戸市こども家庭センター」と「神戸市児童相談所」の名称について

平成13年4月1日神戸市児童相談所は、市民に身近な相談機関として位置付けるため、名称を「神戸市こども家庭センター」に改めた。なお、児童福祉法等の関係法規における児童相談所としての役割を行使する場合は、従来通り「神戸市児童相談所」の名称で業務を行うこととなる。

## 1. こども家庭センターの設置

こども家庭センターは、児童福祉法（以下「法」という。）に基づく児童相談所として、あらゆる相談に応じ、必要な調査、判定に基づいて指導を行う役割を担う児童福祉の行政機関である。

こども家庭センターの業務は、法に定めている児童相談所の通り、児童の福祉に関する事項について次の業務を行うものである。

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ③ 児童及びその保護者につき、②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ④ 児童の一時保護を行うこと。

なお、こども家庭センターの対象児童は、原則として18歳未満の児童である。

<設置根拠>

「児童福祉法」「神戸市児童相談所条例」「神戸市総合児童センター条例」

□神戸市保健福祉局に所属

□神戸市総合児童センター（「厚生労働省事務次官通知」に基づく大型児童館…神戸市社会福祉協議会運営）と併設

<沿革>

昭和31年11月1日	生田区楠町に設置（政令指定都市となり兵庫県より移管）
昭和32年12月	生田区橋通1丁目1に移転
昭和33年2月	一時保護所開設
昭和40年2月	兵庫区東山町4丁目20に移転
昭和62年11月16日	中央区東川崎町1丁目3-1（神戸市総合児童センター内）に移転
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災による庁舎復旧工事のため一時仮移転 一時保護部門（平成7年3月1日～平成8年4月20日：若葉学園） 相談・判定部門（平成7年11月1日～平成8年4月20日：総合福祉センター）
平成13年4月1日	名称を「神戸市こども家庭センター」に改正し、事業所の格付変更のうえ副所長を配置 児童虐待に対応するため、「家庭支援係」を設置
平成14年4月1日	子育て支援室担当主幹（保健師嘱託）を配置
平成17年4月1日	総務担当主幹を配置
平成18年4月1日	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成19年4月1日	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成19年10月1日	発達障害ネットワーク推進室（発達障害者支援センター）が発足
平成21年4月1日	発達障害ネットワーク推進室（発達障害者支援センター）が保健福祉局障害福祉部の出先事業所となる。
平成22年4月1日	「育成相談係」を設置
平成23年4月1日	児童虐待対応担当主幹を配置
平成25年4月1日	家庭支援係（虐待パート）に担当係長1名を増配置

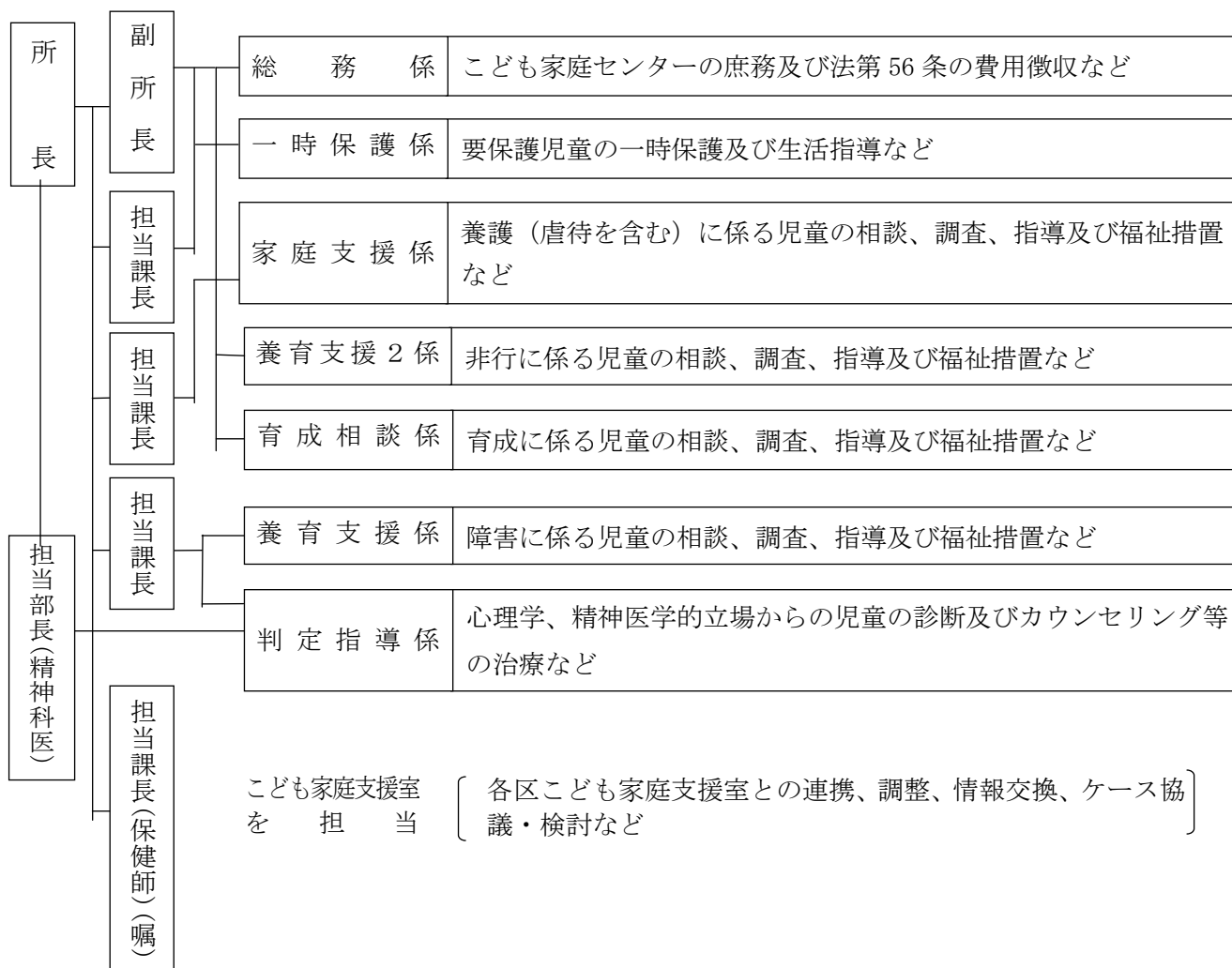
## 2. 相談の内容

こども家庭センターで応じる相談の内容は、きわめて多岐にわたるが、神戸市では次の4群の相談区分を行い、それぞれに児童福祉司を配置している。

- ① 保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、環境上養護を要する児童で家庭養育が困難な児童に関する相談（養護相談）
- ② 盗み、粗暴、家出、薬物乱用等の問題行為又は触法及びそのおそれのある行為のあった児童に関する相談（非行相談）
- ③ 心身に障害のある児童の療育相談、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談（障害相談）
- ④ 児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等の問題を持つ児童に関する相談（育成相談）

## 3. こども家庭センターの組織（平成26年4月1日現在）

各種相談に応じるために、児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、保育士、看護師、相談員、保健師、虐待対応協力員等が、それぞれの専門性を生かし、こども家庭センター全体でチームワークを保ちながら、下記の組織体制で児童等への援助活動を行っている。

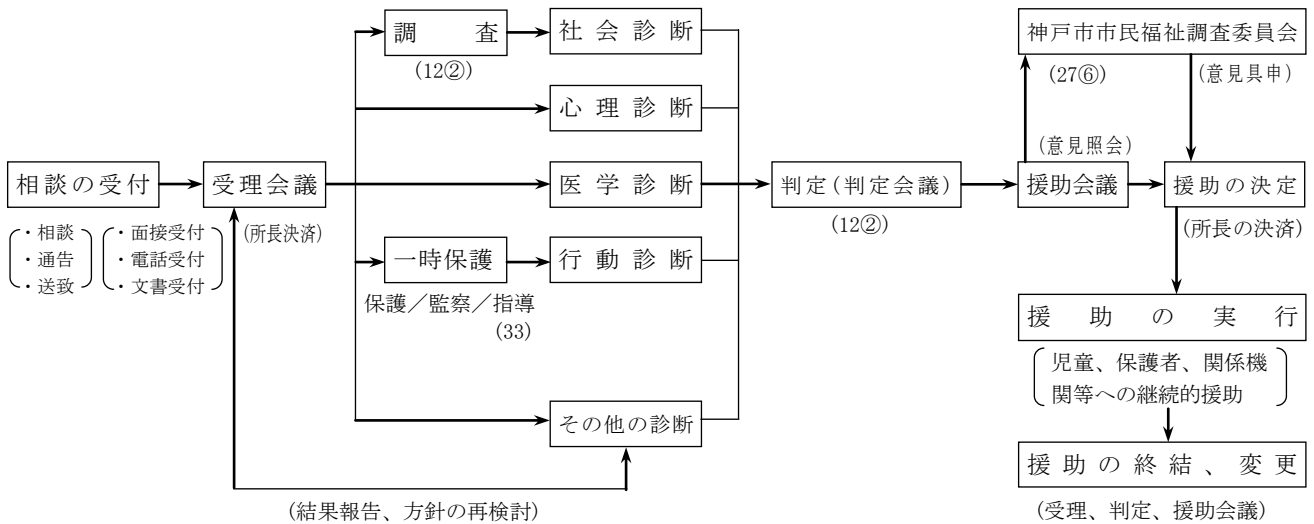


#### 4. 職員配置（平成26年7月1日現在）

職名・職種等 職務・係別	職 員												嘱 託 ・ 再 任 用										合 計				
	所 長	部 長	課 長	係 長	事 務	児 童 福 祉 司	児 童 指 導 員	保 育 士	看 護 師	保 健 師	児 童 心 理 司	技 術 職 員	運 転 手	調 理 師	課 長	事 務	児 童 指 導 員	保 育 士	虐 待 対 応 協 力 員	学 習 指 導 員	厚 生 相 談 員	虐 待 ・ 非 行 児 童 対 応		障 害 相 談 イ ン テ ー ク	里 親 開 拓 推 進 員	非 常 勤 小 児 科 医	
所 長	1																										1
副 所 長			1																								1
精 神 科 医		1																									1
保 健 師															1												1
総 務 係			1	2							2	1															6
一 時 保 護 係				1		4	8	2					3			1	1		2							2	24
家 庭 支 援 係			1	4	10				1	1								1		1				1		20	
養 育 支 援 係			1	1	6																		1			9	
養 育 支 援 2 係				1	4																	1				6	
育 成 相 談 係				1	4																					5	
判 定 指 導 係				3																						13	
計	1	1	4	11	2	24	4	8	2	1	11	2	1	3	1	0	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	87

職 員：75 嘱託・再任用：10 非常勤嘱託：2 合 計 87名

#### 5. 児童相談の流れ



(注) ( ) 児童福祉法

こども家庭センターは、法第12条2項に基づく家庭その他からの相談、法第25条に基づく通告や法第25条の8に基づく福祉事務所長からの送致による相談について「受理会議」を開催し、相談についての主たる担当者、調査、診断、一時保護の要否を協議・検討する。担当者となった児童福祉司は、その児童についての社会調査をもとに「社会診断」を行い、児童心理司は面接、観察、心理検査などをもとに「心理診断」を、必要に応じ精神科医が問診診察、検査などによる「医学診断」を、更に一時保護を行った児童については児童指導員、保育士が「行動診断」を行う役割を担っている。

これらの各診断をもとにこども家庭センターでは、児童の人格形成及び児童のおかれている環境等について専門的な分析を行うことによって総合的な判定を行うこととしている。

そして、各担当者はそれぞれの診断をもとにその児童に必要な援助について協議、検討を行い、それらの結果に基づき事件の主担当者となる児童福祉司が援助指針を作成する。

作成された援助指針案は原則として「援助会議」に諮ることとなるが、そこでの検討は児童や保護者の意向をもとに、児童の人権が守られ児童にとって最善の利益の実現を図り、かつ児童に最も良い発達、成長をめざした問題の解決を模索のうえ、援助方法を決定することがこども家庭センターに課せられた役割である。

なお、子どもまたは保護者の意向とこども家庭センターの措置とが一致しないとき、法律や医療等の幅広い分野の専門的な意見を求める必要があるとき、その他児童虐待の事例等については、「神戸市市民福祉調査委員会・権利擁護部会」の意見を聴くことになっている。

## 6. 相談等の状況

平成25年度の相談総件数は5,747件で前年度に比べ286件（5.2%）増加している。

相談種別毎の推移は次のとおりである。

養護相談（虐待相談を含む）は981件で前年比5%減少している。

障害相談は3,953件で前年比8%増加している。

非行相談は427件で前年比0.7%減少している。

育成相談は379件で11.8%増加している。

また、養護相談に含まれる児童虐待

に関する相談については、平成16年度から増加が続いており、25年度は22年度から続いた600件台を下回り、589件となったが、21年度以前に比べ、まだ高い水準にある。

こども家庭センターでは、平成13年度より組織改正を図り副所長制度を導入するとともに、虐待への対応

を強化するため「家庭支援係」を新設。さらに、平成14年より各区に「子育て支援室」が開設されたこととともない、担当主幹（保健師）を配置し、連絡会の開催等を通じ、相互の連携を深め、児童虐待への早期対応と再発防止等に取り組んでいる。

平成18年度には家庭支援係に係長級職員をさらに1名配置し、地域分担により、虐待通報や相談に対して機動的に対応することとした。

平成19年度には家庭支援係に係長級職員及び担当職員を各1名配置し、虐待により分離した家族の再統合を図る事業を推進することとした。

平成22年度には育成相談係を設置し、養育支援係と養育支援2係で分担していた育成相談について、その全般を担当することとした。

平成23年度には、児童虐待に関する相談・通報の増加に対応するため、児童虐待対応担当の主幹を新設した。

平成25年度には家庭支援係（虐待パート）に担当係長1名を増配置し、3係長1課長体制として、初動対応後の対応をより迅速かつ機動的に行う体制を整えた。

表1 相談件数の推移

（単位：件）

種別 年度	養 護 相 談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	その他	合 計
21	636	3,088	426	262	497	4,909
22	932	3,271	285	312	423	5,223
23	967	3,548	342	366	213	5,436
24	1,029	3,660	430	339	3	5,461
25	981	3,953	427	379	7	5,747

表2 年代別・相談種別件数の状況

(単位：件)

相談別	年齢区分	就学前	小学低学年	小学高学年	中学生	その他	合計	構成比%
養護		408	174	152	132	115	981	17.1
心身障害		2,478	538	420	365	152	3,953	68.8
非行		0	5	37	328	57	427	7.4
育成		12	63	99	154	51	379	6.6
その他		0	0	2	4	1	7	0.1
合計		2,898	780	710	983	376	5,747	100.0

養護の内「虐待」関係

	就学前	小学低学年	小学高学年	中学生	その他	合計	構成比%
虐待	250	127	98	82	32	589	60.1

図1 相談種別相談件数

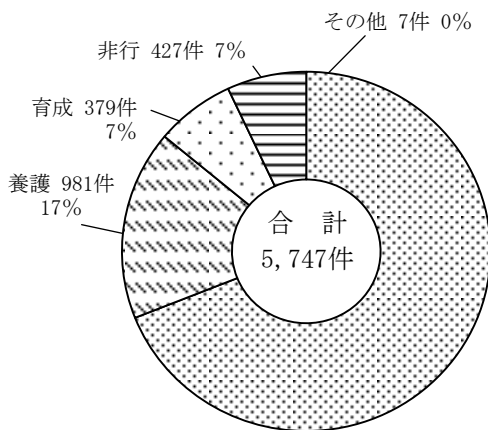


図2 年代別相談件数

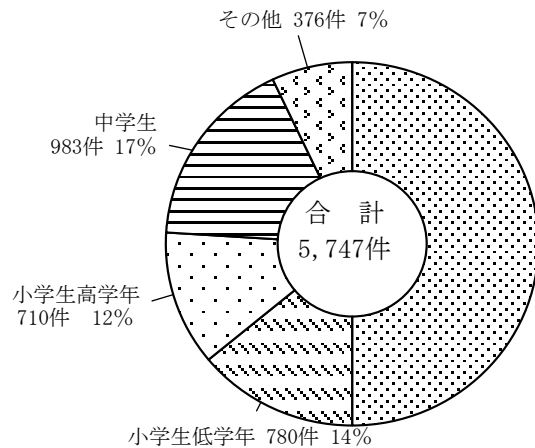


図3 相談経路別相談件数

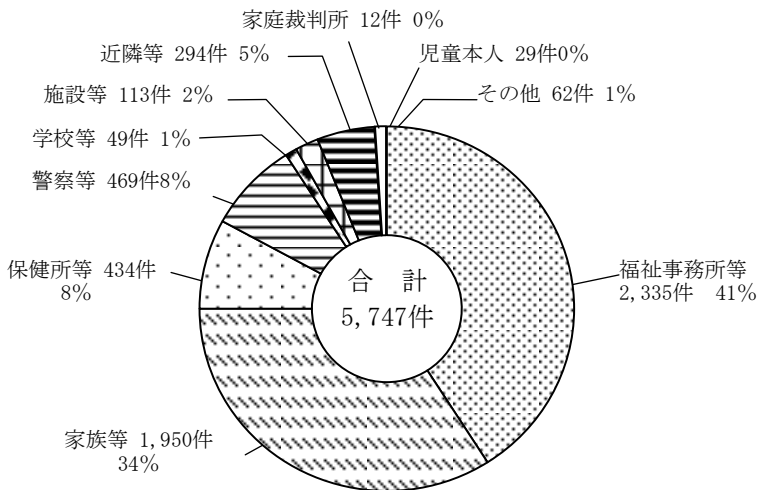
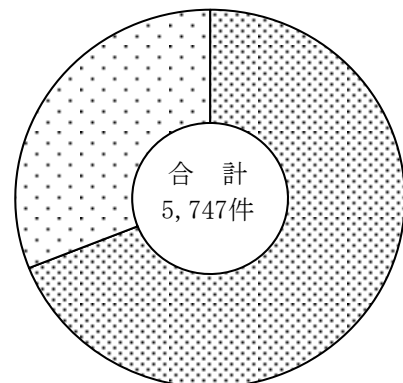


図4 性別相談件数





心理診断及び精神医学的診断件数の推移は、表3のとおりである。

表3 心理診断及び精神医学的診断件数の推移

(単位:件)

種別 年度	養護 相談		障害 相談		非行 相談		育成 相談		その他		合計		計
	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	
21	264	60	1900	84	103	21	208	36	3	0	2478	201	2679
22	286	52	2031	87	76	18	203	32	6	0	2602	189	2791
23	298	62	2127	104	71	20	185	43	1	0	2682	229	2911
24	285	59	2333	122	83	17	172	31	1	0	2874	229	3103
25	256	47	2125	73	115	12	233	48	1	0	2730	180	2910

## 7. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は全国的にみて、相談受付件数が増加し深刻化している。

児童虐待の早期発見、早期対応を図るために児童虐待防止の対策をつぎのとおり展開した。

### (1) 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会（要保護児童地域対策協議会）の開催……2回/年

- ・ 目的：児童虐待や非行の防止のため、その早期発見と早期対応を図るため、児童福祉に係る機関等が連携し、情報交換、通告体制の確立等を目的とする。

従来の児童虐待防止ネットワークである神戸市児童虐待防止連絡協議会を発展的に改組したものである。（平成19年4月発足）

- ・ 構 成 員：民生委員児童委員協議会、神戸市権養護委員協議会、法務省神戸地方法務局、県警察本部、県警察神戸中央少年サポートセンター、県弁護士会、県民間病院協会、市医師会、市歯科医師会、市青少年育成協議会、市立小学校長会、市立中学校、市立高等学校長会、市立幼稚園長会、私立幼稚園連盟、私立保育園連盟、市児童養護施設連盟、市乳児院連盟、市PTA協議会、主任児童委員区代表、Cサポート・こうべ、区保健福祉部等  
オブザーバー……神戸家庭裁判所

\*会長：こども家庭センター所長      \*事務局：こども家庭センター

### (2) 通告体制の整備

- ・ 目的：児童福祉にかかわる様々な研修会等の中で、児童虐待防止に関するテーマを取り上げて、児童福祉関係者等の知識の向上及び通告体制の整備を図る。
- ・ 対 象：地域の児童福祉関係者、教育関係者、学生、施設職員、保護者等
- ・ 方 法：児童福祉にかかわる様々な研修会に職員を派遣する。

### (3) 講演会・研修会等

- ・ 目的：一般市民及び児童福祉関係者に対する啓発

#### ① 子育て市民講座

※神戸市児童虐待・非行等地域対策協議会との共催により開催

- ・ 対 象：一般市民及び児童福祉関係者
- ・ 時 期：平成25年11月7日（木）
- ・ 内 容：「地域における児童虐待の対応」

～生後1ヵ月を迎えられなかった子どもたちの背景から虐待予防・支援を考える～

- ・ 講 師：大阪府立母子保健総合医療センター 企画調査部長 佐藤 拓代
- ・ 参加者数：208名

② 神戸市こどもサポーター（主任児童委員）研修

※兵庫県神戸県民局、神戸市民生委員児童委員協議会との共催により開催

- ・対象：主任児童委員
- ・時期：平成26年1月30日（木）
- ・内容：「児童虐待の現状と発見・通告の実際」（注：当センターが担当した講演）
- ・講師：こども家庭センター児童虐待対応担当課長 大石 和広
- ・参加者数：240名

(4) 児童虐待防止110番（電話相談）【詳細はP. 41参照】

- ・目的：子育ての悩みなどをもとに起こる虐待に対し電話相談を実施し、必要な助言指導を行う。  
専用電話：382-0145（すこやかテレフォン0145）  
相談受付：平日10～12時、13～16時  
相談員：カウンセラー  
相談件数：599件 内虐待23件（4%）、〔3歳未満24件、3歳～就学前110件、小学生70件、中学生55件、高校生以上309件〕

(5) 児童虐待防止サポート制度【P. 12に再掲】

- ・目的：児童虐待に対して、効果的・迅速に対応するため、兵庫県弁護士会所属の三人の弁護士と共に法律的な判断及び手続きを的確に行うための検討会を開催する。
- ・実施回数：72回
- ・相談件数：のべ602件

(6) 児童虐待 夜間休日相談ダイヤル【詳細はP. 46参照】

- ・目的：深夜休日にかかわらず起こる児童虐待の防止を図るため、24時間・365日相談体制の強化を行う。
- ・内容：夜間・休日に専任の相談員を配置し、児童虐待の相談や通報に対応する。  
夜間休日専用電話 078-382-1900
- ・受付件数：（平成25年度）  
通報187件、相談411件、職員への取次ぎ等2,268件、合計2,866件

(7) 保護者カウンセリング【P. 12に再掲】

- ・目的：虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また育児方法の改善により、虐待の防止や家族の再統合の促進を図り、児童の福祉の向上を図る。
- ・実施方法：カウンセリングA：武庫川女子大学、関西学院大学の研究室から紹介を受けた大学教員、学識経験者を中心に行う。
  - ・件数：0件 ・延べ回数：0回
- ・カウンセリングB：大学教員、臨床心理士等によって行う。
  - ・件数：8件 ・延べ回数：51回
- ・カウンセラー7人

(8) 医療的支援強化事業

- ・目的：児童虐待の再発防止のため、保護者に対する精神医学的な援助方針の策定及び医療機関と児童相談所との連携強化を目的とする。
- ・実施回数：2回 ・相談件数：2件

(9) 法医学診断体制強化事業

- ・目的：法医学専門医師による診断体制を確立することにより、児童虐待の早期発見に資するとともに、児童の安全確保を図る。
- ・実施回数（件数）：2回

## 第2章 養護相談の業務

### 1. 養護相談

養護相談は、保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、生活環境的に養護を必要とする児童など、家庭養育が困難な児童についての相談に応じている。

### 2. 相談状況

#### (1) 相談件数

平成25年度の相談件数は表1（P.4）のとおり981件で、全相談件数の17%（図1）を占めており、昨年と比べ虐待相談が72件の減、虐待以外の相談は81件の増となっている。

#### (2) 相談の年齢別の状況

年齢別の状況は表2（P.5）に示しているが、年齢区分では、乳幼児が408人で41.6%を占め、次いで小学生326人（低学年174人、高学年152人）、中学生132人、その他115人であり、低年齢児ほど保護者の児童養育に関わる負担感が大きいことと、離婚、未婚、低所得、傷病（精神的疾患の割合が高い）など養育を困難とするさまざまな事由が影響していることがうかがえる。

#### (3) 対応状況

① 養護相談の理由別対応件数は表4及び図5のとおりである。

相談件数では、児童の養育上不適切な家庭環境にある相談が277件で28.3%を占め、社会問題となっている「虐待（疑いを含む）」の通告や相談は589件と60.0%となっており、最も多い割合を占める。（虐待相談については第3章参照）

全体の傾向としては、児童が養育されている家庭環境を問題とする相談の背景は、低所得をベースに持ち、家庭不和による別居・離婚、子育てへの精神的負担、核家族化による育児の孤立、保護者の精神疾患、アルコール・薬物への依存、DV（ドメスティックバイオレンス）など複雑・多様化し、子育ての基盤となる家庭機能の脆弱化がうかがえる。

表4 平成25年度養護相談の理由別対応件数の状況

	家 出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	傷 病 (入院を含む)	家 族 環 境		そ の 他	計
					虐 待	そ の 他		
児 童 福 祉 施 設 に 入 所	1	6	6	17	24	38	0	92
里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託	0	0	0	0	0	11	0	11
面 接 指 導	1	10	5	69	562	195	0	842
そ の 他	0	0	0	0	3	33	0	36

② 相談の対応状況は表4及び図6のとおりである。

相談に対して、助言、情報提供等を行なう助言指導やこども家庭センターに通所させる継続指導のほか他機関を斡旋するなどの面接指導（措置によらない指導）が842件（85.8%）で最も多く、次いで児童福祉施設への措置が92件（9.4%）である。

なお、里親委託と、委託後の支援を総合的に推進するため、平成21年度より神戸市里親委託等推進委員会を設置。公益社団法人家庭養護促進協会と連携し、啓蒙啓発、研修を行うとともに、平成25年度より市内乳児院に配置された里親支援専門相談員と協力し、委託にむけての交流中の支援、委託後の支援の充実に努めているところである。委託件数は11件（1.1%）となっている。

図5 養護相談の相談種別件数（繰越合）

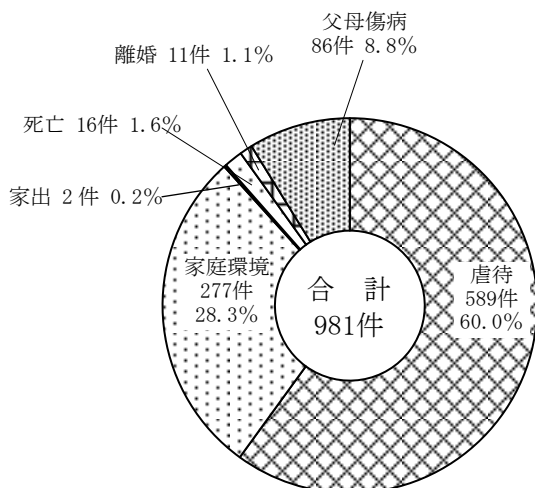
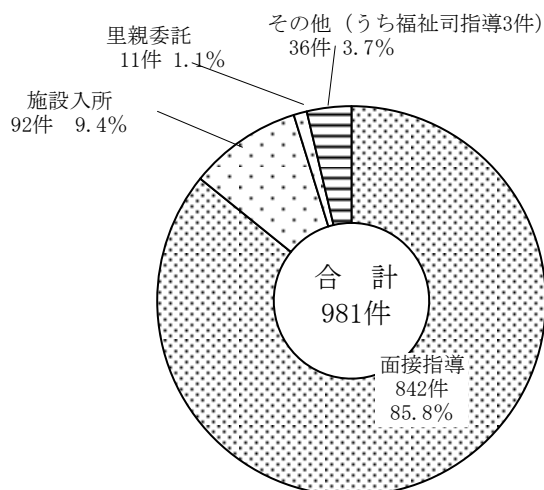


図6 養護相談対応件数



## 第3章 虐待相談の業務

### 1. 虐待相談

虐待相談は、相談区分では養護相談の中に含まれている。平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）に対し、身体的虐待（児童の身体に外傷を生じさせる、または生じさせるおそれのある行為）、性的虐待（児童にわいせつな行為の強要・教唆）、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待（心理的外傷を与える言動）の行為をすることと定義付けられている。平成16年10月には、児童虐待の定義の見直しの中で保護者以外の同居人による児童虐待も保護者によるネグレクトの類型として含まれること、児童の前でドメスティック・バイオレンスが行なわれることは児童に被害が間接的に及ぶとして心理的虐待に含まれることになり、平成20年4月には児童の安全確認等のための立入調査等の強化、児童との面会・通信等の制限の強化、また平成24年4月には親権停止制度の新設、施設長等の児童の監護措置に対して、親権者が不当に防げてはならない規定などの法改正が行われている。

### 2. 相談の状況

平成25年度の相談・通告件数は表5のとおり589件でこれまでの最高件数を記録した前年度より72件減少している。600件を超えた過去3年の件数には及ばないものの、依然として高水準となっている。全相談件数の10.2%、養護相談の59.9%を占めている。

平成14年3月に、各区、支所に子育て支援室が設置されたことにより、緊急度や重症度において比較的軽度と判断されたものについては、支援室が独自で調査・対応しており、重度と判断されたものについてはこども家庭センターへ通告・送致されるようになってきている。平成24年度より「こども家庭支援室」に名称変更している。

### 3. 相談の内容

被虐待児の年齢と虐待類型の状況は表5、相談経路別は図7、主な虐待者は図8のとおりである。

虐待類型では、前年度に比べ、身体的虐待が46件、保護の怠慢・拒否が52件減少し、心理的虐待が25件、性的虐待が1件増加している。年齢別では、小学生以下が80%を占め低年齢層での割合が増加しているが、前年度件数と比較するとすべての年齢で減少している。

相談経路では、近隣・知人からの通告が最も多く248件、次いで警察からが124件、家族・親戚からが84件、学校等からが37件、こども家庭支援室等からが33件、となっている。

表5 被虐待児の年齢と相談種別の状況

類 型	年 齢					合 計	(%)
	0～3歳 児未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他		
身 体 的 虐 待	12	27	71	45	14	169	29
保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否	32	41	67	19	8	167	28
性 的 虐 待	0	1	9	2	0	12	2
心 理 的 虐 待	62	75	78	16	10	241	41
合 計	106	144	225	82	32	589	
(%)	18	24	38	14	6		100

図7 相談経路別

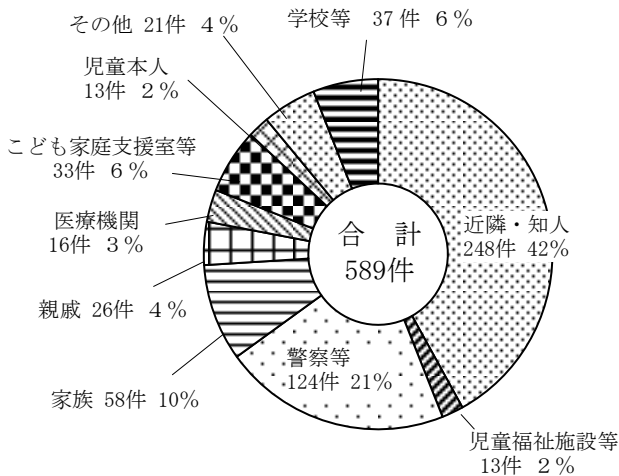
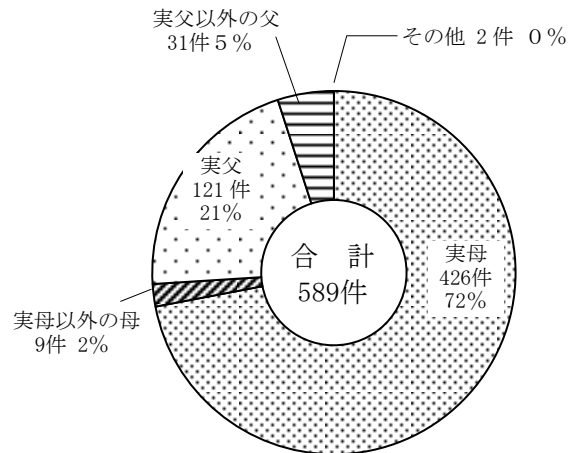


図8 主な虐待者



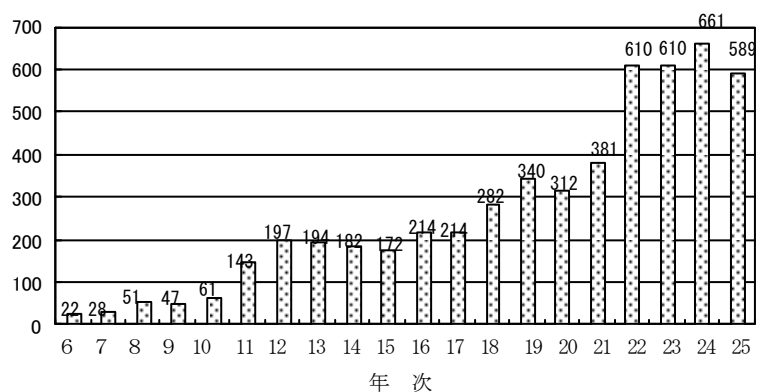
また、主な虐待者は、実父母が93%と前年度と同様大半を占めているが、前年度と比較すると、実母の件数が減少している。一方、実母以外の母、実母以外の父の件数が増加している。家族構成の複雑化や、核家族・少子化傾向が進む中、家族関係が単一的な状態となり、近隣との関係の希薄化と相まって、父母への育児への負担や不安がますます深刻化していることが考えられる。

図9のとおり相談件数の増加した平成11年度以降、問題の発生している家庭からではなく、近隣者や知人や学校・保育所など周辺から相談・通告が多く寄せられるようになった。これはマスコミ報道等により近隣者や知人が虐待について関心を深めたことや、児童に関わる学校教職員や保育士等の理解が深まったことが要因として考えられる。

表6 措置結果(児童福祉法第27条)の状況

児童養護施設	18	75%
乳児院	4	17%
児童自立支援施設	0	0%
情緒障害児短期治療施設	0	0%
知的障害児施設	2	8%
肢体不自由児施設	0	0%
里親委託	0	0%
合計	24	100%

図9 年次別・相談・通告件数の推移



#### 4. 相談対応

相談対応の状況は図10のとおりである。相談に対して親子関係の調整や見直しの助言を行う助言指導、保護者と信頼関係が保たれた中でこども家庭センターに通所させる継続指導と、地域・関係機関の見守りによる継続(観察)指導、措置によりこども家庭センターや児童家庭支援センターに通所させる児童福祉司指導、家庭から施設に児童を入所させる入所施設措置(表6)、他の専門機関を斡旋する方法などで相談対応を行っている。

## 5. 各区こども家庭支援室との連携について

各区、支所に設置されたこども家庭支援室では、子育てについての相談や情報の提供、啓発事業のほか、虐待についての通報による対応も行なっている。

各区こども家庭支援室とこども家庭センターは、毎月1回定例会の会議を行い、情報交換の場を持ち、それぞれの対応や処遇の調整を行っている。両機関の連携は、今後ますます重要性が増してくると思われる。

## 6. 児童虐待防止サポート制度について

児童虐待に対し効果的・迅速に対応するため、兵庫県弁護士会所属の3名の弁護士と共に、法的判断を要するケースについても検討会を毎月3回開催しているとともに、個別検討を随時行っている。

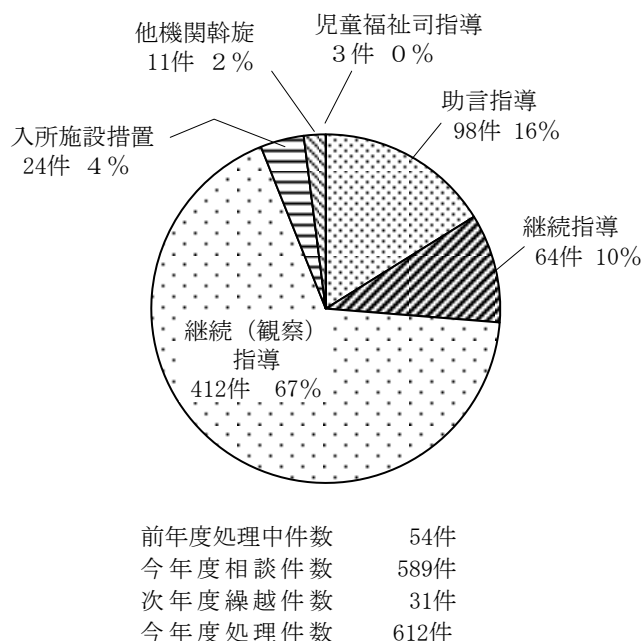
平成25年度は、72回実施し、のべ638ケースについて協議した。

## 7. 保護者カウンセリングの実施について

虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また育児方法の改善により、虐待の防止や家族の再統合を図るため、保護者へのカウンセリングを実施している。カウンセリングはA、Bの2コースを設け、Aコースについては、中程度の虐待状況のケースに対し2大学及び大学院の学識経験者を中心に、Bコースについては、重度の虐待状況のケースに対して臨床心理士等を中心に実施する。

平成25年度はAコースで0ケースのべ0回、Bコースで8ケースのべ51回実施した。

図10 対応結果



## 第4章 障害相談の業務

### 1. 障害相談

障害相談は、心身に障害のある児童の療育相談及び、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談に応じている。

### 2. 相談の状況

#### (1) 相談件数

こども家庭センターにおける障害相談件数の割合は、平成25年度の、全相談件数の68.8%を占め、3,953件となっている。

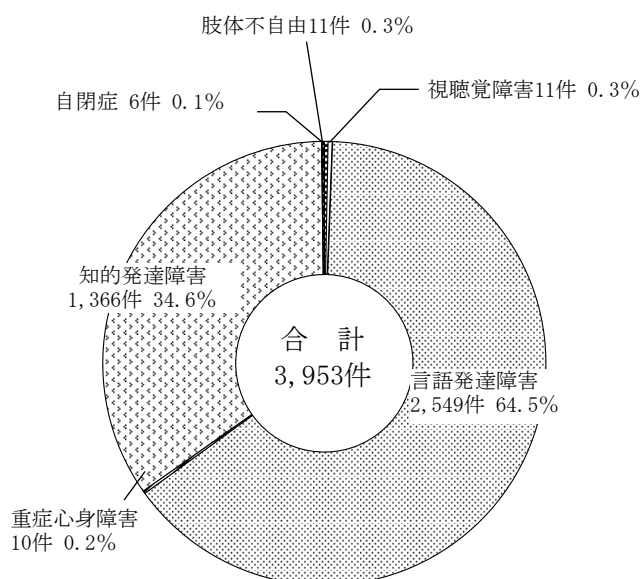
このうち、18歳未満の児童の療育手帳発行の判定をこども家庭センターで行っており、その相談件数が1,261件で、31.9%を占め、更に1歳半・3歳の乳幼児健診等による精密検査の相談件数は440件で、11.1%を占めている。

なお、神戸市では、身体障害児の相談判定業務は、神戸市総合療育センターが分担するという独自の体制をとっている。

平成25年度の障害別相談受理の割合は図11のとおりであり、障害別相談件数の推移は表7のとおりである。

乳幼児健診の充実および総合療育センターの設置により早期発見体制が確立され、発達障害（広汎性発達障害・注意欠陥多動性障害・学習障害等）を含め、障害相談件数は増加の一途にある。

図11 障害別相談件数



#### (2) 相談の内容

こども家庭センターが受ける相談の主な内容は、療育・進路・施設入所等に関することである。障害児を対象とする各種の福祉サービスの相談窓口は区保健福祉部である。区保健福祉部から療育手帳交付、すこやか保育（障害児保育）認定、自立支援給付決定に関する判定・指導の依頼を受け付けている。

表7 障害別相談件数の推移

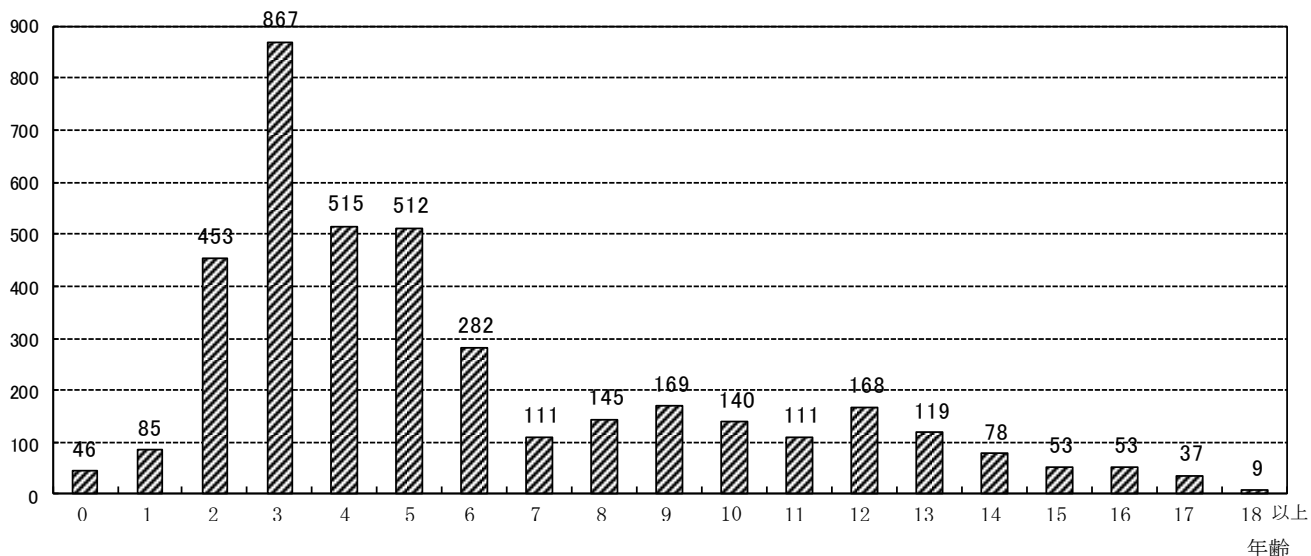
(単位：件)

年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的発達障害	自閉症	計
21	45	15	1,497	152	1,372	7	3,088
22	31	8	1,982	26	1,215	9	3,271
23	25	3	2,166	16	1,335	3	3,548
24	11	5	2,345	15	1,284	1	3,661
25	11	11	2,549	10	1,366	6	3,953

従って福祉事務所等から受ける相談件数2,335件（図3）のうち、障害相談は1,850件（図13療育手帳+すこやか保育+自立支援給付）で全体の79.2%を占める。



図 12 年齢別障害相談の状況



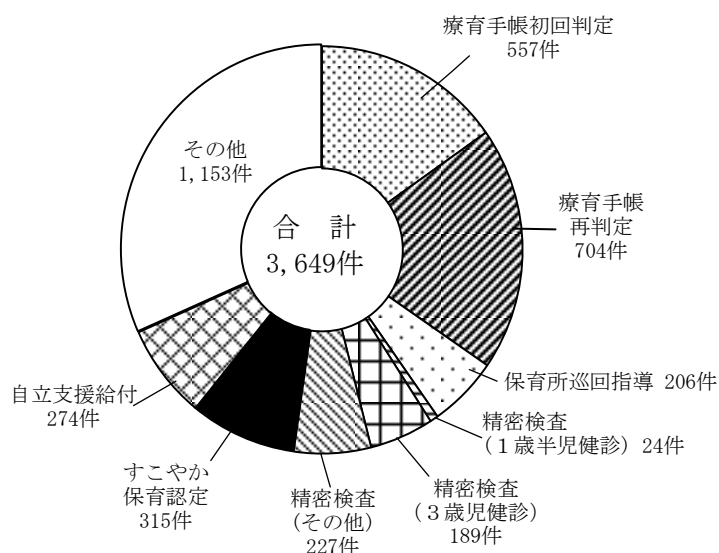
また、各区保健福祉部では1歳半及び3歳児乳幼児健康診査が行なわれているが、スクリーニングされた児童の精神発達面での精密検査はこども家庭センターが担っており、その件数は合わせて213件（図13）である。

その他、病院、教育関係機関、保育所等の児童福祉施設などを経由して相談を受ける件数も少なくない。更に、保育所で行なわれているすこやか保育の巡回指導において個別の相談に応じるなど、関係機関との緊密な連携により、きめ細かな相談の対応を図っている。

なお、すこやか保育は昭和53年度に制度が発足し、平成26年4月1日現在176か所で、515人の児童が対象となっており、年々増加している。子育て支援部職員とこども家庭センターの児童福祉司・児童心理司が合同で巡回し、療育について指導などのアフターケアを行なっている。

平成24年4月1日の児童福祉法の改正により、障害児に対する通所サービスが「障害児通所支援」として一元化された。障害児通所支援のうち、神戸市では「児童発達支援」（37事業所）、「医療型児童発達支援」（2事業所）、「放課後等デイサービス」（68事業所）、「保育所等訪問支援」（1事業所）が実施されている（平成26年4月1日現在）。今後も障害児通所支援事業所の増加が見込まれている。

図 13 「助言・指導」件数



### (3) 年齢別の状況

年齢別の相談状況（図12）について見ると、障害が発見されやすい乳幼児期に最も多い。乳幼児期（0～5歳）の相談は、ここ数年、障害相談件数の過半数を占め、平成25年度も62.7%となっている。これは、各区保健福祉部での1歳半・3歳児健診が定着し、発達チェック体制が確立したことのほか、保護者が児童の発達の遅れに不安を抱き、相談につながる場合が多い。

こども家庭センターでは乳幼児期の相談について各区保健福祉部、医療機関、障害児通所支援事業所、保育所、総合療育センター、「きこえとことばの教室」等の関係機関との連携を保ち、児童の就学に至るまでの療育を保障するとともに、常にアフターケアを行なっている。

また、こども家庭センターと総合児童センターとの協同事業である「在宅障害幼児親子訓練事業」（「乳幼児親子教室」と称する）も、障害児通所支援事業所・幼稚園・保育所などへの入園前の早期療育システムと位置づけ、一貫した療育指導に努めている。

具体的には、おおむね2～3歳の言葉や発達の遅れのある幼児を対象に、17名程度を1グループとして週1回集団療育を行ない、親子ともに健やかに日常生活を送れるように、主にリズム遊びや集団遊びを通して、障害児の発達を促進し、かつ保護者が育児不安などを解消できるよう援助している。現在3グループを組織し、実施している。

### (4) 相談対応の状況

相談の対応の内訳を見ると、「助言・指導」が3,649件で最も多く、「継続指導」39件、「施設措置」3件、「児童家庭支援センター指導・指導委託」1件、「障害児入所施設への利用契約」7件、「その他」45件となっている。

「助言・指導」の内容（図13）としては療育手帳判定（初回：557件、再判定：704件）、保育所の巡回指導での助言（206件）、区保健福祉部の健診の場での助言（1歳半児健診：24件、3歳児健診：189件、その他：227件）、すこやか保育の認定（315件）、自立支援給付決定に関する意見書交付（274件）、などとなっている。療育手帳判定は、重度障害者医療費助成の改正の影響により、平成16年度から平成17年度は激増（780件→965件）したが、その後も1,000を超える件数で推移している（平成25年度1,261件）。発達に障害のある児童に対するサービスにつなげるため療育手帳を取得しようとする動きも多くなってきていることも増加の一因と考えられる。

障害児施設への入所・通所は原則契約となるが、児童虐待や保護者が行方不明等の場合には措置を行っている。平成26年4月1日現在、障害児施設における措置の件数は32件である。

### (5) 総合療育センターとの関係

神戸市では、昭和52年7月に心身障害福祉センターが開設され、身体障害児に関する相談・判定業務を担当していたが、平成11年4月の総合療育センター開設により、従来心身障害福祉センターでおこなわれていた障害児へのサービス業務は同センターに引き継がれた。更に、障害児に対する専門的外来診療、理学療法、作業療法、言語訓練の外來訓練システム、障害種別によるグループ指導などが新たな機能として加えられ、障害の早期発見・早期治療にむけての体制が、よりいっそう充実した。

なお、心身障害福祉センター内には難聴児を対象とした児童発達支援事業および肢体不自由児を対象とした医療型児童発達支援事業が運営されており、総合療育センター、こども家庭センターと連携をとりながら障害児の支援にあたっている。今後も更に連携を図ることにより、障害児へのサービスの充実に努める必要がある。

### 3. 障害相談の課題

こども家庭センターの相談の7割弱を占め、しかも年々増加を続ける障害相談に対し、センターの対応が限界に近づく中で、より専門性を発揮するとともに地域に密着した相談体制をつくっていくためにこども家庭センター自身の相談体制の見直しと、関係機関との役割分担、連携、調整が必要とされている。

また、平成24年に改正児童福祉法が施行され障害児サービスが大きな転換期を迎えた中で、こども家庭センターがどのような役割を担っていくのか、今後の動向を把握しながら検討していく必要がある。

## 第5章 非行相談の業務

### 1. 非行相談

非行相談では、ぐ犯行為や触法行為などのあった児童の相談に応じている。

ぐ犯とは、以下に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある状態のことである。

- ・保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ・正当な理由がなく家庭に寄り附かないこと
- ・犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること
- ・自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

ぐ犯相談では、家出・乱暴・性的逸脱などの問題行動のある児童や、触法行為があつたと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談を行っている。

触法相談は、触法行為（14歳未満の児童の刑罰法令に触れる行為）により警察署から法第25条による通告のあった児童や、犯罪行為により家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談である。

### 2. 相談の状況

#### (1) 相談件数

平成25年度の相談受付件数は、ぐ犯175件・触法252件、合計427件と前年比6.9%の減少となっている。全相談受付件数に占める警察通告の割合は、近年減少傾向にあつたが、昨年に続き68.1%と増加傾向に転じている。警察通告の比率が高い背景には、近年、児童虐待対応において警察と児童相談所の連携が強化されたことや、警察が少年警察活動を積極的に実施する中で、触法行為だけでなく、ぐ犯行為や要保護児童を認知する機会が増えたものと考えられる。但し、警察通告の場合は、保護者に問題意識がなく、継続通所に至らない事例もある。

警察からの通告以外の経路は、保護者からの任意相談が大半となっている。

表8 ぐ犯・触法相談種別と通告件数の推移

(単位：件)

	相談受付件数			通告の状況	
	相談種別		合計 (A)	警察通告 (B)	左の割合 B/A (%)
	ぐ犯相談	触法相談			
21	161	265	426	308	72.3
22	130	155	285	184	64.6
23	171	171	342	218	63.7
24	183	247	430	276	64.2
25	175	252	427	291	68.1

## (2) 相談の内容

触法通告としては、窃盗（バイク、自転車、万引）が引続き高い割合を占めている。

警察からの送致事件となるいわゆる「重大触法事件」（故意の犯罪行為による被害者死亡事件・短

期2年以上の懲役若しくは禁固に該当する事件）については、平成25年度は該当事例が無かった。

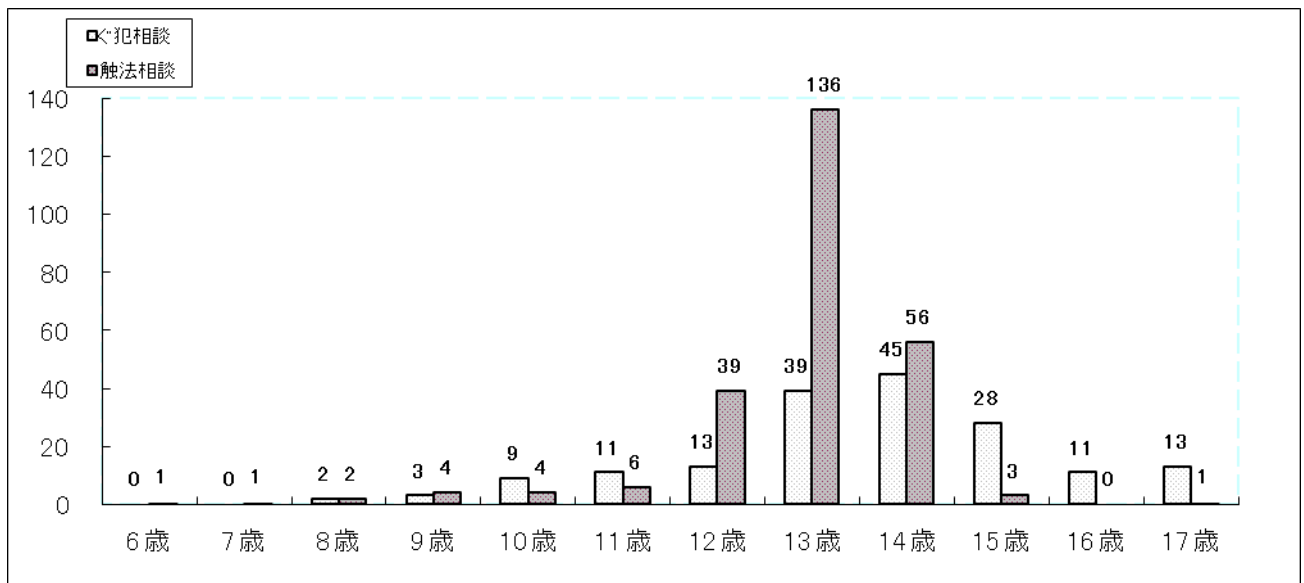
携帯電話・インターネットの利用などで、従来、校区等の近隣であった交友関係が広域化し、さら

に、成人を含めた年齢差のある者と行動を共にする傾向が顕著となっている。そのため、家出をした場合、長期化するだけでなく、行動範囲が広がったことにより居場所の特定が遅れ、発見しにくい状況の中、不適切な異性関係や触法行為など、ぐ犯性を高めている。加えて、福祉犯罪の被害者となる場合もあり、特に女子児童のぐ犯行為は、重大な結果をもたらす可能性がある。

また、最近の特徴としては、学校単位の動きではなく、学校や区を越えた交友関係を作りながら問題行動が起こっており、集団化・悪質化・連続化が窺える。

## (3) 年齢別の状況

図14 年齢別ぐ犯・触法相談の状況



年齢別の状況は図14の通りであるが、中学年齢の13歳から15歳までの相談が307件と、総相談件数の71.8%を占めている。

ぐ犯相談は14歳、触法相談は13歳が頂点となっており、思春期になり不安定さが増す状況を反映している。警察からの通告による触法相談は13歳、14歳（触法行為時：13歳、通告時：14歳）が中心となっているが、14歳以上の児童については犯罪事件として家庭裁判所に送致されるためである。

#### (4) 相談対応の状況

相談種別の対応件数は表9のとおりである。

相談に対して、生活習慣の改善や家庭基盤の修復等を児童福祉司が通所や訪問などで指導を行いながら親子関係の見直しや調整等を行う継続指導を含んだ面接指導（措置によらない指導）が366件と最も多く、全体の85.7%を占めている。

家庭から分離を行い、児童を処遇する児童福祉施設（児童自立支援施設・児童養護施設等）への入所措置の件数は13件（3.0%）となっている。

なお、家庭裁判所へ送致した事例は9件となっている。

表9 ぐ犯・触法等相談種別対応件数の状況

（単位：件）

処理別 内容別	面接指導	児童福祉 司の指導	訓戒・ 誓約	児童福祉 施設入所	家裁送致	その他	未処理	合計
ぐ犯相談	148	1	0	10	4	4	8	175
触法相談	218	1	1	3	5	4	20	250
合計	366	2	1	13	9	8	28	427

#### (5) 相談対応の内容

非行相談に対し、こども家庭センターが行なった具体的な対応には以下のものがある。

- ① 一過性の非行で比較的簡単な助言指導を行なう。（助言指導）
- ② 主たる非行は改善されたが、学校生活や交遊関係などに不安定要素があり、継続的な観察を行なう。（継続指導）
- ③ 触法行為をしたが一過性のもので、家庭や学校の指導で再発を防止できると判断する事例などは、児童及び保護者に訓戒し、再び問題行為を繰り返さないことを誓約させることにより終結する。（児童福祉法第27条第1項第1号措置）
- ④ 日常生活に乱れがあるなど、家庭内の葛藤が原因で非行を再発すると判断した場合は定期的にこども家庭センターに通所させて指導する。（「通所指導」又は「児童福祉司指導」）（児童福祉法第27条第1項第2号措置）「指導」は児童福祉司、児童心理司が協力して児童や保護者との面接をもとに家族関係の調整や児童へのカウンセリングを行い、更に学校と連携して交遊関係や学校生活の安定を図る。
- ⑤ 上記の指導では親子関係の調整が困難であり、非行性が高く問題行動を繰り返すおそれがある事例は児童福祉施設（児童自立支援施設、児童養護施設等）への入所措置を行う。（児童福祉法第27条第1項第3号措置）
- ⑥ 非行内容の重大性や児童・保護者の非協力的な姿勢など、福祉的な措置では指導が困難であり、審判に附すべきと判断した場合、家庭裁判所に送致する。（児童福祉法第27条第1項第4号措置）

## (6) 非行相談の最近の傾向と課題

非行相談の傾向としては、以下の点が挙げられる。

### ① 非行の一般化

特定の児童に限った問題ではなく、ごく普通に家庭、学校生活を送っている児童についても、万引や無断外泊などの触法、ぐ犯事件を起こすなど、問題行動の裾野が広がる傾向にある。これまで家庭や学校内の指導で留まっていた小学校低学年の事案が、保護者と学校の協調関係がとれない、保護者の放任、養育放棄などの背景から、警察や当所が初期の段階から介入することを求められる例もある。

### ② 交友関係の拡大、スピード化

携帯電話等の普及により、交友が学校内にとどまらず、他校や異年齢（成人も含む）におよぶ不特定多数になっており、保護者、学校とも把握することが困難な状況になっている。また、家出の長期化、不適切な性的関係、援助交際等の問題が複雑化、深刻化している。

### ③ インターネットの普及

インターネットの普及により、誹謗・中傷等の書き込みからのトラブル、また、有害なサイトを見ることにより不適切な情報を得て、自己を投影し、空想と現実を混同してしまうことにより、道徳的判断が欠落し、実際に社会的逸脱行為等におよんでしまう傾向が見られる。

児童の問題行動の背景には、経済的困窮や離婚等を含めた父母の関係不良等により、家庭内の葛藤が高まった結果、児童が家庭で安定した生活ができないなど、養育環境上の要因が大きい。

また、児童自身の問題としては過去に被虐待経験がある、知的もしくは認知等の発達に関して障害がある等、種々の要素が絡み合うことからくる理解力の低下、認知の歪みから指導が入りにくいことなどがあげられる。

親子が抱える状況から家族員相互の関係が形成されず、家族内で問題解決を図ることができない世帯が多く、加えて近親者や協力者との関係も希薄なため協力を得られず、孤立している場合が多い。

これらの問題行動の解決、改善のためには、児童本人だけでなく、保護者にも積極的に指導、援助をする必要があるほか、場合によっては、保護者の意向に反して、権限を行使することによって介入しなければならない場合もある。しかし、ただ単に注意、指導することがケースワークでなく、非行の背景にある児童又は家庭の抱えた問題の本質を探り、ともに悩み、考え、共感する中で、児童を中心に据え、保護者と関係機関が協同步調で対応しつつ、児童及び家庭の問題解決力を高めていくことが要求される。

## 第6章 育成相談の業務

### 1. 育成相談

育成相談は、児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等に問題がある児童についての相談に応じている。

### 2. 相談の状況

#### (1) 相談件数

平成25年度の相談件数は表10のとおり379件で、全相談件数の6.6%を占めている。

#### (2) 相談の内容

相談の種別では、性格・行動の相談が269件、不登校の相談が110件で、合わせて育成相談の全体を占めている。(表10)

性格・行動の相談内容の多くは、児童の人格上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣の著しい逸脱等である。

また子育てするなかで、児童の示す問題症状(チック、夜尿、吃音等)についての

相談も少なくない。また、親子関係の不調から暴れる、暴言を吐く等家庭内暴力に関する相談も多い。

不登校の問題は、平成9年度から教育委員会が総合教育センターに相談部門を統合し、不登校相談を始めたことやスクールカウンセラー等の不登校に関する相談体制の充実により、こども家庭センターへの相談件数は一時減少の傾向を示していた。しかし、こども家庭センターにおける不登校の相談内容の多くは、学校内でのいじめや人間関係のつまずきのため学校に行きたくないという児童の問題だけでなく、家庭内での様々な出来事から派生する問題としての不登校についてのものであり、家庭をとりまく状況の複雑化を反映してか再び不登校相談が増加してきた。

近年は不登校と同時に家庭内暴力・反抗等、他の問題行動が重複して発現していたり、不登校の要因として明らかに虐待が疑われたりする場合、不登校の状態を認めながら対応に緊急性を要する他の相談内容を主訴として受け付けることも多い。

平成19年度より、不登校・家庭内暴力に関しては養育支援2係で、他の性格・行動等の相談については養育支援1係で対応してきたが、平成22年度に育成相談係が設置され、全ての育成相談に対応する体制が整った。その結果、早急なケースへの対応や適切なタイミングでの方針決定が可能となった。

#### (3) 年齢別の状況

性格・行動と不登校についての相談の年齢別の状況は図15のとおりである。

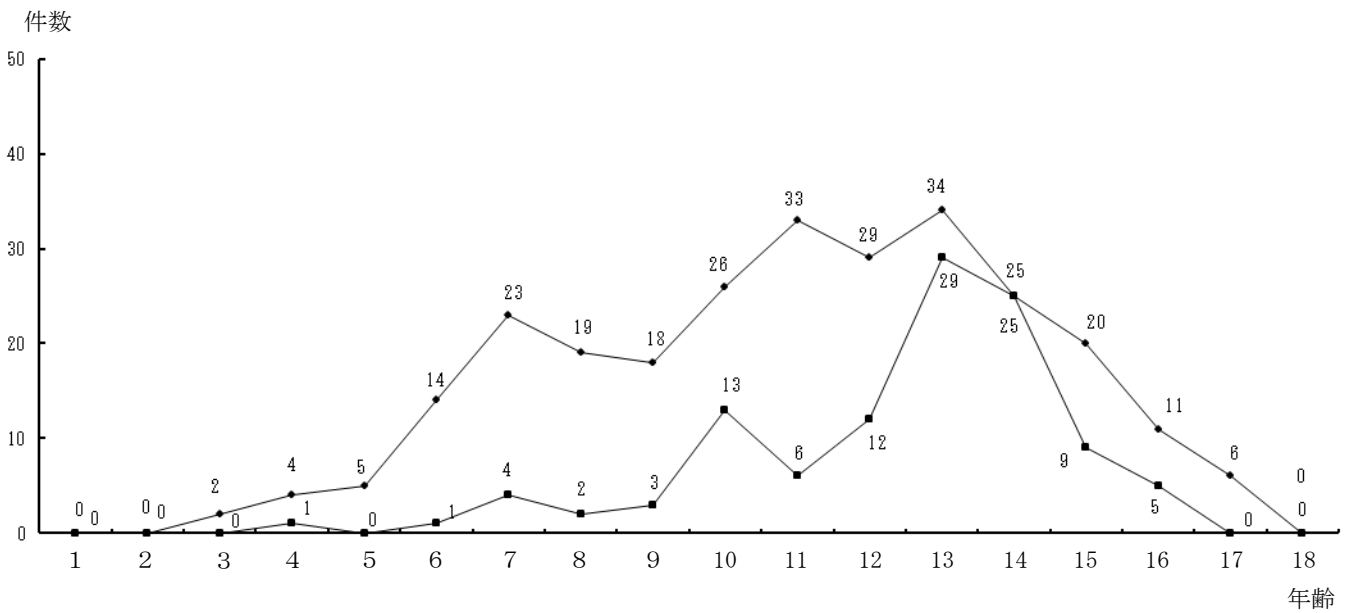
乳幼児(0～5歳)期は、育成相談受付件数の3.2%を占め、6～8歳は16.6%、9～11歳は26.1%である。また12～14歳は40.6%と最も多くなっている。

表10 育成相談件数の推移 (単位:件)

種別 年度	相談件数					不登校の割合 A/B (%)
	性格・行動	不登校(A)	適性	しつけ	総件数(B)	
21	194	62	2	4	262	23.6
22	196	108	1	7	312	34.6
23	229	123	2	12	366	33.6
24	246	87	4	3	339	25.7
25	269	110	0	0	379	29.0



図15 年齢別相談受付件数の状況



相談種別でみると、各年齢層にわたり問題を抱えていることがわかる。  
また、不登校では12～14歳の中学生年齢に集中しているのが特徴である。

#### (4) 相談対応の状況

相談対応件数は件 (P. 51 資料1-(3)) である。その内訳をみると「助言・指導」が236件、「継続指導」が103件、「児童福祉施設入所・通所」が7件、「児童家庭支援センター指導委託」が3件となっている。

このうち「継続指導」の多くは親子通所により児童のカウンセリングや保護者との面接等を行っている。さらに、児童や保護者の状態、通所の目的等に応じて児童家庭支援センターへの指導を委託するケースもみられる。また「児童福祉施設入所」となるケースにおいては、家庭基盤が脆弱化する一方で、児童の行動に対して家族が対応に苦慮している事がうかがえる。

#### (5) 育成相談の課題

育成相談に対応していく過程において、児童の問題の背後にある様々な問題が見え隠れすることも多い。児童自身の発達の問題や家族間の葛藤、家庭を取り巻く関係機関との不調和など多岐にわたる。

それ故、児童の問題を解決するためには問題の本質と背景を的確に捉え、現実的援助を進めて行かなくてはならない。そのためにも児童や家庭を深く理解して対応すると共に、児童を取り巻く関係機関の機能についても十分に理解したうえで連携を図る必要がある。

# 第7章 判定の業務

## 1. 判定指導

判定指導係は、児童福祉法第11条に基づき「児童及びその家庭につき、医学的、心理学的及び精神保健上の判定と指導を行う」という役割を担い、精神科医と児童心理司の2職種で構成している。

具体的な判定指導係の業務は、精神医学や臨床心理学の知識・技術を用いて、医学的な見地から問診、診察、検査等による医学診断と面接、観察、心理検査等による心理診断を行い、児童の援助（治療を含む）の内容、方針を定める役割を担っている。

## 2. 心理学的診断

平成25年度の心理診断件数は2,730件であった。

相談種別ごとに心理診断した件数（図16）をみると、障害相談関係が2,125件で最も多く、以下養護相談、育成相談、非行相談の順となっている。

障害相談は、主に発達に関する心理診断を行っており、心理診断結果をもとに、その後の児童への関わり方や進路についての助言を行っている。

養護相談は、主に児童福祉施設への入所措置や里親への委託にあたっての児童の援助指針を立てるために心理診断を行い、措置した後のフォローアップ等も含まれる。特に、近年施設入所中の思春期を迎えた中・高校生への指針が強く求められており、毎年、児童養護施設に入所している中学2年生を対象に心理検査を実施し、児童の生活指導や進路決定の援助に役立てるようにしている。

不登校、家庭内暴力、神経性習癖などの育成相談や、ぐ犯、触法などの非行相談は、心理診断だけではなく、その後の治療・指導にも重点を置いている。また、児童本人の心理的な動きを理解することだけではなく、家族システムの再構築などの観点から問題をとらえ直すことも行っている。また、障害、育成、非行、養護と相談種別を明確に区別できないケースが増えており、障害相談、養護相談においても、これらの視点が求められている。

心理診断指導は、発達検査または知能検査、人格検査その他検査、面接、行動観察を通して行っている（表11-1）。

図16 心理診断件数

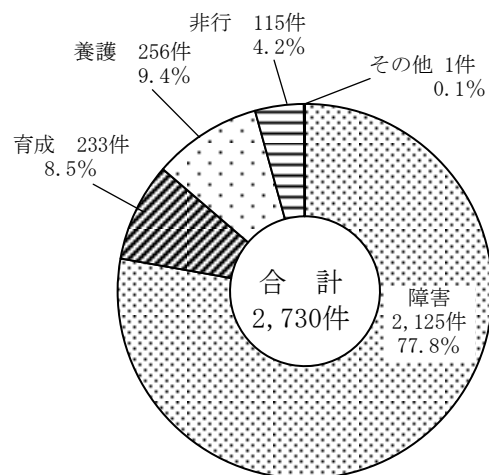


表11-1 平成25年度 心理診断指導件数の状況

(単位：件)

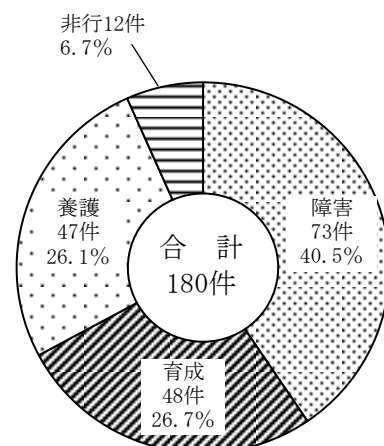
心理診断指導	9,449
＊発達検査（新版K式・津守式等）	2,498
＊知能検査（WISC-Ⅲ等）	460
＊人格検査（ロールシャッハ・P-Fスタディ・SCTなど）	1,321
＊その他の検査（ベンダーゲシュタルト・ITPA・K-ABC等）	111
＊面接・観察・指導（関係者の面接・指導等を含む）	5,059

表11-2 平成25年度 医学的診断指導件数の状況

(単位：件)

医学的診断指導（外部医療機関での診察、検査を含む）	903
＊精神科診察	175
＊小児科診察（一時保護児童の定期検診を含む）	428
＊外部医療機関での診察	184
＊脳波検査、MRI、レントゲン等検査	116

図17 精神科診察件数



### 3. 医学的診断

医学的検査は、小児科（主に一時保護中の児童が対象）、精神科の診察を中心に行っている。

最近では、障害相談、養護相談を中心に、精神科的立場からの診察・検査が必要なケースも多く、必要に応じて専門医による診察の紹介を行っている（図17）。なお医学的診断指導のために実施した診察、検査は表11-2のとおりである。

また、精神科医師は、医学的立場からスーパーバイザーとして児童心理司や児童福祉司に助言指導する役割も果たしている。

### 4. 通所による指導・治療

調査・判定の結果、継続して指導や治療が必要であると判断されたケースには、定期的な通所により、指導や治療を行っている。

治療技法は、遊戯療法、箱庭療法、行動療法、カウンセリング等で、それらを組み合わせで行っている。

平成25年度に行った通所治療件数は表12のとおりであり、その内、児童心理司が担当した件数は631件、延べ治療回数は4640回であった。なお、通所治療件数には総合児童センターとの協同事業である

「発達クリニック」に通所したものも含んでいる。これらの関わり方は、主に児童心理司が児童を、児童福祉司が保護者・関係者を担当しているが、ケースによっては、

表12 通所治療件数の状況

(単位：件)

対象 \ 担当	精神科医	児童心理司	合計
児童	76	3,462	3,538
保護者・その他	72	1,178	1,250
合計	148 (70)	4,640 (631)	4,788 (701)

延べ件数、( )内は実件数

両者の役割を入れ替えたり、一緒に家族の治療に当たったり、柔軟に対応している。

平成25年度に児童心理司・精神科医が関わった個別指導を主とした通所ケース（発達クリニック部門を除く）の状況は図18～20に示している。通所治療件数は552件で、年代別になると中学生がほぼ半数を占めている。相談種別では養護ケース（虐待を含む）、育成ケース（不登校を含む）が多い。治療技法別ではカウンセリングが6割と最も多いが、この中にはゲームをしたり、手芸やプラモデルを作ったりしながらカウンセリングをするケースもかなりある。これは言語で意思を表現することが苦手な児童を対象とすることが多いので、一緒に遊ぶなかで関係を築き、治療を行っていくことが必要となるためである。

通所回数は児童の状態により、毎週、隔週、月1回また不定期とさまざまである。通所期間も、数回で終了するものからケースによっては数年に及ぶものまでである。

その多くは在宅のままで治療に通うこととしているが、改善がはかれない場合は、一時保護所で短期治療をしたり、長期的な治療を要する場合は、児童福祉施設を利用することがある。

また、最近の傾向として、虐待、非行、不登校等と明確に区別できないケースが増えていること、比較的長期にわたり治療をしなければならないケースが多くなっていることが特徴としてあげられる。

図18 年代別通所指導件数

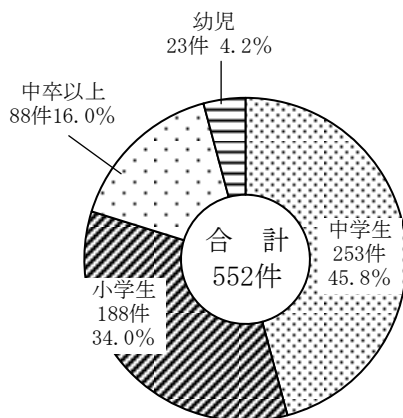


図19 相談種別通所指導件数

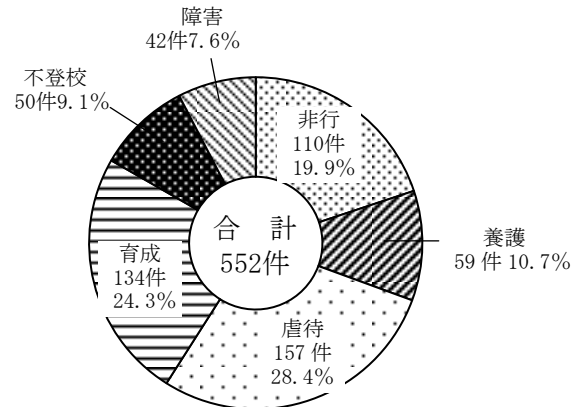
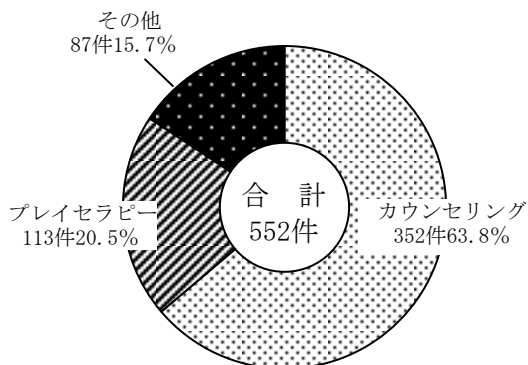


図20 治療技法別通所指導件数



## 5. 制度や事業に基づく判定業務

障害相談関係では、一般的な相談の他に、療育手帳（表13）、すこやか保育（表14）、乳幼児健診（表15）等にかかわる判定を行っている。

療育手帳は早い場合は1歳程度から申請があり、その後2年から5年毎に再判定を行っている。（18歳以上は障害者更生相談所）

すこやか保育は就労する母親の増加とともに年々申請も増えている。障害別では精神発達遅滞が最も多い。

乳幼児健診では、平成8年度頃から、各区のスクリーニング体制の充実のもとに精密検査の件数も増えている。

これらの児童に対しては、適宜フォローアップを行い、児童の状況に応じて、発達クリニック（P.30第9章）や通園施設につないだり、また、「きこえとことばの教室」や「情緒障害通級指導教室」などの紹介を行っている。

表13 療育手帳に係る判定件数の推移

（単位：件）

種別 年度	判定件数	
	新規	再判定
21	432	709
22	432	681
23	418	768
24	531	675
25	557	704

表14 すこやか保育に係る判定の状況

（単位：件）

別 方針	精神 発達 遅滞	情 緒 障 害	肢 体 不 自 由	視 力 障 害	聴 力 障 害	身 体 虚 弱	その 他の 発 達 障 害	正 常	合 計
対 象	169	5	14	—	1	1	76	—	266
非 対 象	11	—	—	—	1	—	15	16	43
合 計	180	5	14	—	2	1	91	16	309

表15 乳幼児健診の状況

（単位：件）

種別 年齢	年齢			合 計
	1歳半	3歳	その他	
肢 体 不 自 由	—	—	—	—
視 聴 覚 言 語	24	189	227	440
知 的 障 害	—	—	—	—
自 閉 症	—	—	—	—
性 向	—	—	—	—
し つ け	—	—	—	—
計	24	189	227	440

## 第8章 一時保護所の業務

### 1. 一時保護

一時保護係は、児童福祉法第33条の規程に基づきこども家庭センター所長が必要と認めた場合に、児童を一時保護する役割を担い、24時間・365日体制で業務を行い、児童養護施設に準じた運営を行っている。

ここでは、児童指導員・保育士・看護師・栄養士・調理師・児童心理司・学習指導員などの職員が、緊急保護、行動観察、短期治療等を必要とするために入所した児童に生活指導、学習指導、健康管理等を行っている。

### 2. 一時保護の状況

平成25年度に一時保護した児童の状況は表16のとおりである。

実人員は242人となっており昨年度を上回るが、21年度より横ばい状況にある。また、一定数の児童は再入所である。

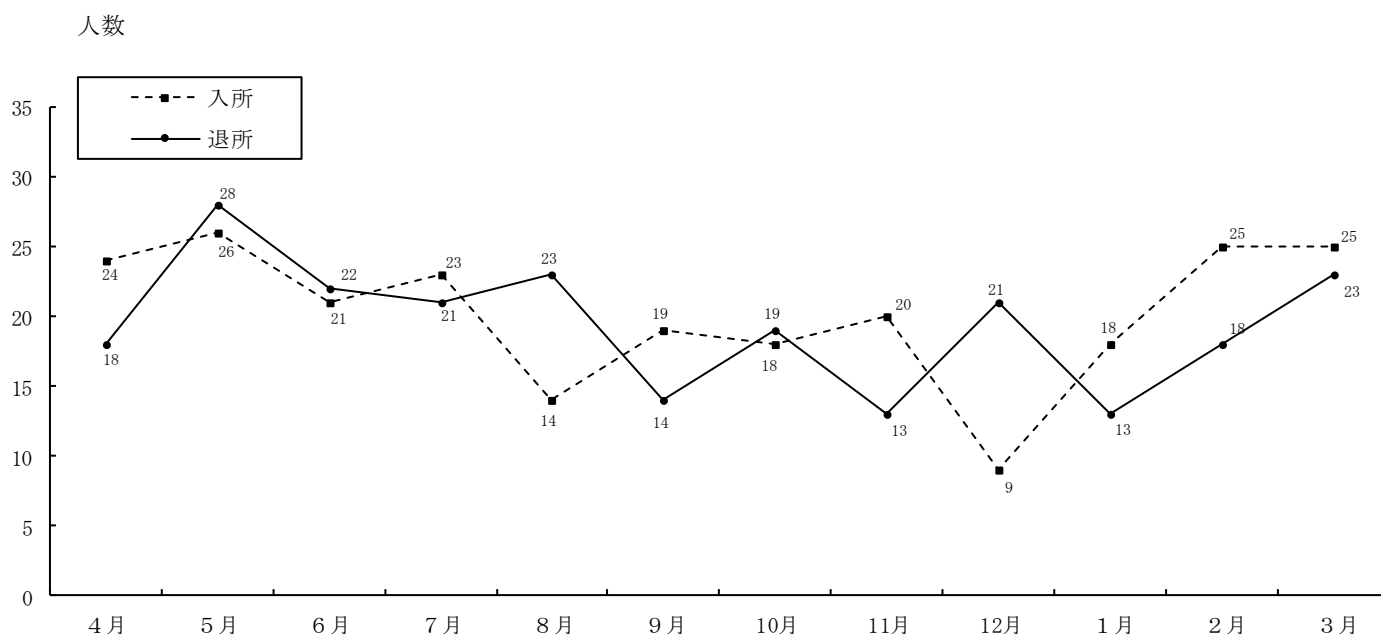
平均保護日数は、28.0日で、一時保護している間に、児童の精神的な安定を図るとともに、家庭環境等の社会調査や家族関係の調整等を行ない、児童及び保護者の意向に基づく処遇方針を決定することとなる。

平成25年度の月別の入退所の状況は図21のとおりである。

表16 一時保護件数の推移

年度	実人員 (人)	延べ人数 (人)	平均保護 日数 (延べ日数/退所人数)	平均保護 人数 (延べ人数/365)
21	230	6,841	28.6	18.7
22	246	6,818	28.3	18.7
23	259	7,887	30.4	21.6
24	235	6,816	29.2	18.7
25	242	6,822	28.0	18.7

図21 平成25年度月別入・退所の状況



本年度の入所は5月が26人で最も多く、12月が最も少ない9人、また退所は5月が最高で11月と1月が最も少なかった。年末年始の越年は10人であった。

### 3. 相談種別の一時保護の状況

相談種別の構成及び年度推移の状況は表17のとおりで、養護相談事例が7割で、全体の3割が虐待相談である。

表17 相談種別の一時保護件数の推移

(単位：件)

種別 年度	合計	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	その他
21	230	153 (66.5) 再掲：虐待 76 (33.0)	50 (21.8)	0 (0.0)	26 (11.3)	1 (0.4)
22	246	185 (75.2) 再掲：虐待 94 (38.2)	36 (14.7)	4 (1.6)	16 (6.5)	5 (2.0)
23	259	200 (77.2) 再掲：虐待 96 (37.1)	35 (13.5)	2 (0.8)	22 (8.5)	0 (0.0)
24	235	163 (69.4) 再掲：虐待 72 (30.7)	40 (17.0)	8 (3.4)	24 (10.2)	0 (0.0)
25	242	170 (70.3) 再掲：虐待 71 (29.3)	45 (18.6)	2 (0.8)	25 (10.3)	0 (0.0)

※ ( ) 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

### 4. 年齢別の一時保護の状況

年齢別の状況は表18に示しているが、小学生が増加傾向にある。なお、2歳未満の児童は、原則として乳児院に一時保護委託を行なっている。

また、年齢ごとの相談種別をみると、11歳までの相談の88%が養護相談であり、そのうち37%が虐待による保護である。12歳以上になると、約39%が非行相談となっていて、増加傾向にある。

表18 年齢別一時保護件数の推移

(単位：件)

年齢 年度	合計	2歳未満	2～5歳 (就学前)	6～11歳 (小学生)	12～14歳 (中学生)	15歳以上
21	230	0 (0.0)	55 (23.9)	75 (32.6)	77 (33.5)	23 (10.0)
22	246	0 (0.0)	45 (18.3)	96 (39.0)	85 (34.6)	20 (8.1)
23	259	0 (0.0)	67 (25.9)	86 (33.2)	79 (30.5)	27 (10.4)
24	235	0 (0.0)	46 (19.6)	77 (32.8)	82 (34.9)	30 (12.7)
25	242	0 (0.0)	49 (20.3)	85 (35.1)	76 (31.4)	32 (13.2)

※ ( ) 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

## 5. 一時保護児童の措置状況

一時保護児童の措置の状況は表19のとおりであり、児童福祉施設への入所児童数の割合は、2年連続して3割を上回った。

表19 一時保護児童の措置件数の推移

(単位：件)

年 度	児 童 福 祉 施 設 入 所				帰 宅	他の児童 相 談 所 に 移 送	家 庭 裁 判 所 送 致	そ の 他	合 計
	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	そ の 他 の 児 童 福 祉 施 設	小 計					
21	56 (24.3)	21 (9.1)	4 (1.7)	81 (35.1)	147 (63.7)	1 (0.4)	2 (0.8)	0 (0.0)	231
22	62 (25.6)	6 (2.5)	3 (1.2)	71 (29.3)	162 (67.0)	2 (0.8)	6 (2.5)	1 (0.4)	242
23	53 (19.8)	18 (6.7)	7 (2.6)	78 (29.1)	184 (68.8)	2 (0.7)	2 (0.7)	2 (0.7)	268
24	49 (20.8)	17 (7.2)	13 (5.5)	79 (33.5)	144 (61.0)	4 (1.7)	0 (0.0)	9 (3.8)	236
25	62 (26.6)	16 (6.9)	2 (0.9)	80 (34.4)	138 (59.2)	1 (0.4)	3 (1.3)	11 (4.7)	233

※ ( ) 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

## 6. 一時保護所における課題

### (1) 集団指導と個別指導の充実

保護されるこどもは非行・虐待・不登校・引きこもりなど、入所に至る経緯や年齢も様々で、またこどもの入退所が頻繁である。そのため常に不安定な集団となりやすく、継続した集団指導が困難な場合も多い。一方で、虐待を受けたこどもをはじめ、ADHD（注意欠陥多動症候群）やLD（学習障害）など、より専門的な対応が必要なこども達の増加が続く。基本とする集団指導と、個別指導の両輪が根幹であり、バランスが求められる。

### (2) 学習権の保障

一時保護所に入所し保護されるこども達の学習については、神戸市だけの問題だけではなく、全国の一時保護所が抱える問題といえる。殆どの一時保護所は、現役教員の対応がなくそれぞれの一時保護所が工夫・努力をしながら対応している。

当所では2名の学習指導員（教職員OB）に、補助員2名を配置して指導の充実に取り組み2年となる。

保護所では基礎的な学習を中心に、各個人の学力に合わせた個別指導や集団指導により、充実感と達成感を持てるような授業内容を展開している。教材や各種試験の持参など在籍校の協力・支援をもとに、再びこども達が学ぶ意欲と喜びを回復できるよう、地道な積み重ねを基本としている。

### (3) 入所期間が長期化する児童の処遇

他の児童相談所でも同じであるが、近年の虐待や複雑な事例等により保護されるこどもの中で入所期間が長期化しているケースがみられる。一時保護所では、基本的に学習や行事など1ヵ月程度のプログラムを組み運営しているが、入所期間が1ヵ月以上にわたるケースは4割になる。長期間入所するこどもに対して、所内で安定した生活が送れるよう日課の工夫や指導の柔軟性が毎年の課題となっている。



## 第9章 発達クリニック

昭和62年11月、児童相談所の移転に併せ、大型児童館の機能を併せ持つ神戸市総合児童センター（愛称「こべっこランド」）が設置され、神戸市における児童福祉の中核としての機能を発揮するよう位置づけられた。

神戸市総合児童センターの具体的な役割としては、①健全育成、②療育指導、③啓発、④相談（こども家庭センター）が挙げられるが、その中の②療育指導のための事業が「発達クリニック」である。従来、こども家庭センターでは、原則として「個別指導」を中心に通所指導や心理治療を行ってきた。児童数の減少にもかかわらず相談受理件数は増加しており、しかも継続して指導しなければならないケースの増加が著しくなってきた。

これは、相談事例が複雑化、多様化してきており、1～2回の助言や指導では終結しない処遇困難な事例が増加し、より高度な指導・治療の技術や知識が要求されていることを示しているとも言える。また、効率的な処遇についても考慮しなければならないところから、従来の個別指導を原則としながら、一方で「集団指導」体制を導入するという方向で、その必要性が検討されることとなった。

従って、これらのニーズに対応するために、(1)こども家庭センターがもっている専門的知識・技術をより高度なものにし、児童処遇の質的向上を図る。(2)集団指導システムを導入し、指導の効率化を図る。この2点が必要であるとされた。

そこで、専門的な知識・技術を有する大学の研究グループとこども家庭センター、総合児童センターが連携した新しい体制を確立し、以下の5事業を導入することとなった。

- ① 発達障害児の早期療育プログラムである「乳幼児親子教室」
- ② 就学前から小学校低学年の発達障害児等を対象とした「感覚運動指導教室」
- ③ 一般の乳幼児や夜尿症の小学生の保護者を対象とした「親と子のふれあい講座」
- ④ 学齢期・思春期の子育てに悩む保護者を対象とした「学齢期・思春期子育て講座」
- ⑤ 1,500g未満で出生した子どもと保護者の家庭養育を支援する「YOYOクラブ」

各々、代表の先生方を中心に、子育て支援や子どもの発達支援にかかわるプログラムの開発を行っている。

啓発事業では、発達クリニックの成果を広く普及させるために、広く市民向けの子育て講演会や、保育士や通園施設職員等を対象とした「障がい児保育ゼミ」を開催した。また、平成24年度から従来の啓発連携事業の専門講座を拡大・発展したかたちで、発達クリニックの専門講師を中心に「発達障害サポート事業」（市民講座：7講座12回）（専門講座：6講座14回）を開催している。

その他にも、発達がゆっくりな子どもと家族が安心して過ごせる場として、「きらきらルーム」（居場所づくり事業）や市内の児童館・学童保育コーナーで発達障がい等対等のための巡回支援事業、平成23年度のより設置された児童問題に関する専門性を有した「拠点児童館」の支援事業を行っている。

## 1-1 発達クリニック

多様な児童の問題、特性や発育の状況等、こども家庭センターでの調査や判定をもとに、乳幼児から小学生までの児童を対象に、個別指導や集団指導を行った。

一方、子どもの問題等子育てに悩む保護者を対象に、グループ指導を中心とした子育て講座など、児童と保護者を対象とした教室を開催した。

これらの5教室の運営は、大学の研究グループ及びこべっこランドと協働で行った。

さらに、総合児童センターとの連携の下、こども家庭センターは、①子どもの発達援助②子どもの障害の早期発見③保護者の障害受容の援助④プログラム終了後の集団参加（通園施設、幼稚園、保育所等）への移行支援を行うと共に、⑤関係機関（各区健康福祉課、障害者地域生活支援センター等）と調整し、福祉的サービスにつなげた。

### (1) 事業実績

事業名	対象	人数
①極低出生体重児とその親のための子育て教室 -YOYOクラブ-  高田 哲 神戸大学大学院 保健学研究科教授	修正月齢3ヵ月～2歳半に達した乳幼児とその保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2歳児 12組 5回(双子0組)</li> <li>・ 1歳半児 13組 10回(双子0組)</li> <li>・ 1歳児 11組 10回(双子0組)</li> <li>・ 6ヵ月児 11組 10回(双子2組)</li> <li>・ 3ヵ月児 19組 10回(双子3組)</li> <li>・ (26年度春スタートクラス児) 4組 5回 (双子0組)</li> <li>・ (26年度秋スタートクラス児) 1組 5回 (双子0組)</li> </ul> 総数 71組 76人
②学齢期・思春期子育て講座 (学齢期・思春期親グループ指導)  倉石 哲也 武庫川女子大学 文学部 教授	概ね4歳～中学生の子どもの対応に悩んでいる保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学齢期 36期 13人7回</li> <li>37期 13人7回</li> <li>・ 思春期 6期 12人5回</li> <li>7期 9人5回</li> <li>・ 就学前講座 3期 10人3回</li> <li>4期 14人3回</li> </ul>
③親と子のふれあい講座 (行動療法しつけ指導)  芝野 松次郎 関西学院大学 人間福祉学部教授	乳幼児と保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1歳半児講座 10組 7回</li> <li>・ 赤ちゃん講座① 10組 8回</li> <li>・ 赤ちゃん講座② 10組 8回</li> </ul>
	診断を受けているか療育手帳を持っている幼稚園年中・年長児と保護者	・ 家族支援講座 10組 7回
	夜尿児と保護者	・ 夜尿児講座 10組 10回
④乳幼児親子教室  安藤 忠 京都橘大学 健康科学部教授	0歳～3歳の発達障がい児、ダウン症児、知的障がい児と保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループ指導 親子 54組 36回</li> <li>うさぎ 17組</li> <li>きりん 16組</li> <li>らっこ 21組</li> <li>・ 個別指導 46組 延 209回</li> <li>・ 抱っこ法 8組 延 43回</li> <li>・ 言語指導 42組 延 100回</li> </ul>
⑤感覚運動指導  中林 稔堯 神戸大学 名誉教授	3歳～10歳の知的障がい児、発達障がい児、ダウン症児等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感覚運動指導（前期） 9人 14回</li> <li>・ 感覚運動指導（後期） 9人 14回</li> <li>・ 教育相談 65回 67人</li> </ul>

## (2) 実施内容

### ① 極低出生体重児とその親のための子育て教室（YOYOクラブ）

極低出生体重児（1500g未満）に対して基本的な発達支援を実施し、併せて保護者に対して発達に関する指導・助言や必要な情報提供を行った。

総出生数が減少する中で、極低出生体重児の出生数は増加し、神戸市でも年間100例を超えている。25年度在籍していた子どもの約54%は出生体重1000g未満の超低出生体重児である。これらの子ども達が発達の問題を抱えることも多いと言われている。

YOYOクラブは修正月齢（出産予定日から数えた月齢）3ヵ月から概ね2歳6ヵ月までの乳幼児を対象に4クラスに分けて、各クラス毎月1回概ね2年間継続して実施している。教室への参加は一般募集により行っており、周知のため関係機関に協力依頼をしたり、ホームページの活用、ポスターの作成など広報に努めてきた。平成25年度の在籍者は71組76人であった。

教室のプログラムは、親子が一緒に身体を動かしたり玩具を作ったりする前半部と、親同士が様々な悩みについて専門家（小児科医師・臨床心理士・助産師・保育士等）を交えて話し合ったり情報を交換する後半部からなっている。同じように小さく生まれた子どもを持つ親同士が共感し、支えあうこと、子どもの姿をありのままに受け入れ育児を楽しむことを目的にしている。

従来は、保護者の育休が終了し職場復帰のため、欠席する子が目立つ大きな子のクラス（2歳児・1歳半児）と、新規参加者が増え続ける小さな子のクラスの対比が目立っていたが、インフルエンザ等が流行する冬季には小さい子のクラスの欠席が目立つことも多く、年間を通じ、保護者のニーズや事情によって出欠が左右されている。

相談の多くは日常生活の心配事であるが、在籍中に区役所での1歳半健診を受けるため、要観察等の指摘を受け、動揺する保護者のフォローも増えてきた。

プログラム終了後は、住居地域の保育園・幼稚園との連携が必要であり、連携システムの確立と、紹介があった周産期医療基幹病院へのフィードバックが今後の課題である。

この教室にスタッフとして参加しているこども家庭センターの職員は、専門的な療育指導の必要な子どもの早期発見に努めている。その場合は同センターの相談ケースとして、母子教室や通園施設等に繋げている。また、保護者の障害受容の援助も行っている。

表1. 新規登録組数 (組)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
新規登録	14	7	21	14	11	14

表2. 参加登録組数 (組)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総数	60	66	71
双子	7	5	5
三つ子	0	0	0

## ② 学齢期・思春期子育て講座（学齢期・思春期親グループ指導）

学齢期・思春期子育て講座は、就学前後に見られる子どもの発育上の課題（情緒不安定、生活意欲の低下、学校不適応、ウソ、徘徊、いじめ、万引き、そして愛着の歪みなどの問題行動など）や親子関係のつまずき（子どもの気持ちがわからない、対応に困る）といった諸問題への早期の支援を提供することを目的としている。子どもへの理解を深めることで、子どもへの共感性を高め、「親が変わることによって子どもも変化する。」という考え方から、親をグループ指導し、援助するプログラムである。

「学齢期（4歳～小学生）子育て講座」「思春期（10～15歳）子育て講座」とも、現在整備されつつある子育て支援事業のなかで、この年齢の児童を対象とする講座はまだまだ少なく、先駆的に開発されたプログラムといえる。親と子の良好なコミュニケーションを見直し立て直すことで、非行や引きこもりといった青年期の問題への予防として大きな効果が期待されるこれらの講座は、今後多大なニーズがあると考えられる。思春期を15歳までとしているのは、親のグループワークで効果が期待できる限界であるためである。（\*それ以上の年齢になると個別対応が必要となるケースが多い）24年度からは、年長児～小学1年生の保護者を対象に「就学前子育て講座」を実施し、就学へのサポートとして多くの受講者を集めている。

参加者は一般募集によって募っている。最近の傾向として、子どもが発達障がい等の育てにくさがあることも多く、子育ての悩みを抱えた親への支援としての機能を果たしている。

講座の前後に、アンケートを実施しており、「子どもへの理解が深まった」「子どもへの過度の干渉が減った」「親としての役割を見出すことが出来た」等、受講の効果があげられている。

22年度には、地域展開の目的で作製したDVD教材を作成した。23年度からスタートした拠点児童館事業で「学齢期・思春期講座」を実施し（25年度6館30回）、講座開催のための職員研修をはじめ、教室の講師・スタッフが出張し、様々なケースに対応できるよう支えている。

この講座にスタッフとして参加しているこども家庭センターの職員は、児童心理の専門家として子どもの発達の個別性についてのミニ講座や個別の相談、拠点児童館の講座にも応じている。

表1. 参加状況（学齢期子育て講座） (人)

期	平成23年度			平成24年度		平成25年度	
	31	32	33	34	35	36	37
参加人数	10	12	8	11	11	13	13

表2. 参加状況（思春期子育て講座） (人)

期	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	2	3	4	5	6	7
参加人数	15	8	7	9	12	9

表3. 参加状況（就学前子育て講座） (人)

期	平成24年度		平成25年度	
	1	2	3	4
参加人数	10	9	10	14

### ③ 親と子のふれあい講座（行動療法しつけ指導）

すべての家庭における子育てを支援する「子育て、親育ち応援」のためのプログラム開発とその普及を目的としているふれあい講座は、親子で参加する、0歳児・1歳半児・3歳児対象の講座と、小学校低学年生とその親を対象とする「夜尿児講座」、発達ゆっくりな幼稚園児とその親を対象とする「家族支援講座」の5つの講座を開発し展開している。参加者は一般募集により募っている。

\* 3歳児講座は、DVD教材を用いて、神戸市立児童館（117館）で開講しているため、こべっこランドでは行っていない

この講座のプログラムは育児を楽しむ5つの条件(講座の目的)として、①「育児を楽しんでやろう」ということ、②子どもの成長、発達についての個別（一般でなく自分の子どもについて）の知識、③そうした知識を踏まえ子どもと接する時の個別（一般でなく自分のこどもについて）の技術（具体的な方法）、④子育てをしていることで孤立してしまわず、横のつながりを持つこと、⑤子育てから少し離れ息抜きをすることを柱としている。

講座の目的として、上記の②子どもの個別の情報を保護者に伝えていく、という点もあるため、参加する子どもを観察することも重要である。そのため託児にも力を入れており、そういったスキルを活かして、拠点児童館での子育てシニアサポーター（託児ボランティア）の育成も担っている。

平成24年度から開始した、「家族支援講座」は、幼稚園年中・年長児で、診断か療育手帳を受けている子どもと保護者を対象としている。新入学をふまえて、保護者が子どもの特性に合った対応を学び、より良い親子関係を築いていくことで、子どものすこやかな成長を援助出来ることを目的としている。内容は、グループワークを基にミニ講座とグループディスカッションが中心で、講座終了後もお互いに支えあえるセルフヘルプグループになれるような構成をした。「夜尿児講座」は、ミニ講義や保護者による観察記録を見ながらのアセスメントとなっており、グループワークの手法で行っている。両講座とも、家族で参加する「ファミリーデー」を設けて、対象児を臨床観察し、グループディスカッションやアセスメントの参考にしている。

ふれあい講座では、受講の前後にアンケートを取っており、アンケート結果を講座に反映させ、より魅力的なプログラム作りをめざしている。受講者からは「子育てが楽しくなった」「育児の具体的なやり方を学べた」「いろいろな人と話せて参考になった」等の意見が寄せられ、講座終了後もすべてのグループでOG会が作られ、自主的に集まって親交を深めている。

平成23年度からスタートした拠点児童館事業では、DVD教材を活用して「赤ちゃん講座」「1歳半児講座」が実施されており、講座開催のための職員研修やシニアサポーター養成講座・フォローアップ講座、新規拠点館支援のため、講師・スタッフが出張支援している。

この講座にスタッフとして参加しているこども家庭センターの職員は、児童心理の専門家として子どもの発達の個別性についてのミニ講座や個別の相談にも応じている。また、こべっこランドのあかちゃんひろばにおいて、「ミニ育児講座」の講師も務めている。

表1. 参加組数 (組)

講座名	1クール	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児①	8回	10	10	10
0歳児②	8回	10	10	10
1歳半児	7回	9	10	10
家族支援講座	7回		5	10
夜尿児講座	10回	10	10	10

#### ④ 乳幼児親子教室

障がい乳幼児の発達を促進するための援助を行うとともに、その親への指導・助言を通じて望ましい親子関係の成立、及び通園施設・幼稚園・保育所に集団参加していくための準備を目的としている。金曜日の実施のため母子での参加が大半だが、妊婦や乳児を連れた母親の付添いとして参加される父親や祖父母も増えており、家族で子どもの成長を見守る様子が伺える。

親子教室は、週1回年間36回実施している。親子にとって初めての集団の場であることが多く、子どもの年齢が概ね1～3歳と低年齢のため、楽しく参加できることが大切である。

指導プログラムの中心は、音楽を使った親子遊びである。わらべ歌遊び、音楽療法、リトミックという3つの技法をミックスさせて工夫している。また、感覚運動遊びも取り入れている。内容は保育所や通園施設に近いものであるが、大きな違いは親子で参加することである。

季節ごとの行事を大切にしており、夏祭り、合同運動会、クリスマス会といった行事や遠足、プール、凧揚げといった外遊びも実施している。遊びを通して楽しい気持ちのやりとりを経験し、コミュニケーション力を育てることを目指している。

保育士、言語療法士、音楽療法士、こども家庭センターのケースワーカーや児童心理司等の専門スタッフや、教員・保育士等をめざす学生ボランティア約40人のスタッフが、①子どもの発達支援、②両親の障がい受容と子育て支援、③地域の資源への移行支援、④長期経過観察、の4つの柱を基本としてグループ指導、個別指導に取り組んでいる。

指示が通らない、危険認知ができない、パニック・かんしゃくが起こりやすい、といった特性の子ども達に対し、スタッフが身を挺して受け止め辛抱強く関わっていく様子を参加の保護者に学んでもらい、障がい受容に繋げることが大きな目的でもあるため、十分なスタッフ数と学生ボランティアの育成が重要である。しかし、教室終了後の振り返りや、次回準備等を含むと午後2時くらいまでかかるため、学生ボランティアの参加が難しく、スタッフ確保が例年大きな課題となっている。

個別指導としては「言語指導」「抱っこ法」「ダウン症児のための個別指導（安藤教室）」が、保護者の希望により受講できる。また、保護者を対象に『言語指導について』『抱っこ法について』『神戸市の支援体制』『子どもをどう理解するか』のテーマで、昨年同様年間4回勉強会を開いた。

ダウン症児対象のクラスは、集団遊びが楽しめる1歳過ぎから数年間在籍する子が多いが、それ以外の2クラス（2歳児と3歳児クラス）は1年間の在籍になる。参加者は、こども家庭センター、療育センターと当センターによる親子教室待機児童の選考会議で決定している。

こども家庭センターの職員は、発達相談の専門家として、保護者の障害受容の援助とプログラム終了後の集団参加（通園施設・幼稚園・保育所等）への移行支援等、グループ以外の個別指導も含めて、助言やフォローを行っている。

表1. 参加幼児数 (人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3グループ合計数	71	52	54
1年間継続数	32	37	40
年度途中退室	18	6	5
年度途中入室	26	9	15

※途中入室し、且つ途中退室された方も含む。

#### ④ 感覚運動指導

自閉症スペクトラム障害や知的障害、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等と診断されたり、その傾向のある3～10歳前後の子どもに、臨床観察を実施し感覚統合理論に基づいた指導を行っている。通園施設や保育所、幼稚園、小学校に通っている子どもが主に参加している。

感覚運動指導は ①子どもが自分から求めている楽しい活動（やってみたい）を②自分から能動的に行い（やらされるのではなく）③うまくいったと実感できる（成功体験）を大切にしており、運動遊びを通した指導であるため子ども一人に2名の指導者が配置され、安全面に配慮し実施している。

指導者には、一人ひとりの子どもの特性やニーズを把握し、運動遊びのなかの瞬時に必要な運動を、その子にとって魅力的な動きとして提供するという、高いスキルが必要とされる。また、指導者が担当する子どもの障がい特性をしっかりと把握できるよう、保護者の同意を得て、子どもに関する資料（発達検査結果等）を事前に提供してもらっている。

受講希望者の多い感覚運動指導は、公平性と指導効果を上げるために「教育相談」を行っている。教育相談は次年度の受講者を選考する目的で行われており、本教室に子どもを参加させたいと希望する保護者と児童を対象に行っている。相談内容は、感覚統合療法への適合性や子どものニーズを把握するため、生活のいろいろな場面での子どもの反応や嗜好を保護者から聞き取る。一方で、保護者からのさまざまな質問－生活習慣・ことば（言語の発達）・就学就園等－についての相談に講師が答えることも多い。また、児童については、受講児童と同様の2名の指導者が運動あそびの指導にあたり、臨床観察も行なっている。講師は児童の担当指導者からの報告を加味して、次年度の受講者が決定される。

次年度受講者選考のための「教育相談」ではあるが、児童は受講児童と同様の45分間の指導が受けられ、保護者は講師からさまざまな相談やアドバイスに応えるなど、手厚く応じていただけたといへん好評で、次年度の受講が出来ない保護者からも教育相談のみの受講希望もあり、それにも対応している。

教育相談の申し込みは、通園施設（ひまわり学園・のぼら学園）とこども家庭センター・総合療育センターから、保護者の意向を受けて挙げてもらうようにしており、25年度は65回（67名）実施した。

25年度は、拠点児童館での「感覚運動指導者養成講座（3回シリーズ）」がスタートし、有野・小束山児童館で開催した。対象は児童館職員や保育士など専門職で、通園職員や区の子育て支援担当者等も参加した。

成長発達の基礎としての身体づくりの重要性を保護者に伝えるためには、感覚統合理論が明快で分かりやすい。家庭で楽しむ運動遊びを紹介しながら、親子の触れ合いの大切さを支援者が伝えるための養成講座は実習を伴うため、運動器具があり指導対象の親子を募集できる児童館での開催はたいへん適している。26年度は3館で開催予定である。

ケースワーカーは、教育相談の申し込み窓口としては携わっている。

## 1-2 啓発連携事業

児童福祉の充実を目指し、発達クリニックの成果を広く普及させるために、「発達障害サポート事業」や「子育て講演会」、「障がい児保育ゼミ」を開催している。

### ① 発達障害サポート事業（市民講座・専門講座）

療育指導事業（発達クリニック）の講師陣を中心に、療育の専門分野の講座を学校園・児童館・放課後等デイサービス職員等の専門職を対象に「発達障がい支援者サポート事業（6講座14回）」と市民ボランティア対象に「発達障がいボランティアサポート事業（7講座12回）」を開講し、延べ約1900名が参加した。各分野の専門講師による、系統だてて組み立てられた講義が、この事業の大きな魅力であり、多くの受講希望者を集めた要因であった。

#### <市民講座>

	講座名	講師	日時	参加者数
A	発達障がい児への神戸市のサポート体制について	神戸市総合療育センター 石尾 陽一郎 氏	5/25 (土)	84
B	発達が気になる子どもと家族への支援のあり方	神戸大学大学院教授 小児科医 高田 哲 氏	5/17 (金)	108
			5/24 (金)	101
C	保育現場での援助	京都橘大学教授 小児整形外科医 安藤 忠 氏	6/7 (金)	112
			6/21 (金)	96
D	小中学生への援助	関西国際大学教授 中尾 繁樹 氏	1/11 (土)	99
			1/25 (土)	93
E	ソーシャルスキル トレーニング	大阪医科大学 LD センター 西岡 有香 氏	11/9 (土)	105
F	TEACCH プログラム	エルム大阪所長 井上 芳子 氏	11/15 (土)	101
			12/15 (日)	93
G	音楽療法	音楽療法士 古川 和香子 氏	8/31 (土)	99
			9/14 (土)	91

#### <専門講座>

	講座名	講師	日時	参加者数
H	インリアル・アプローチ	大阪府立大学准教授 (日本インリアル研究会会長) 里見 恵子 氏 大阪府立生野聴覚支援学校 (日本インリアル研究会事務局長) 河内 清美 氏	7/6 (土)	59
			7/20 (土)	55
			7/27 (土)	52
I	言語療法 ① 個別指導 ② 集団指導	城陽市ふたば園 言語聴覚士 松尾 育子 氏	10/12 (土)	55
			10/19 (土)	50
J	発達検査	神戸親和女子大学教授 大島 剛 氏	6/8 (土)	84
			6/22 (土)	78
K	作業療法	関西福祉科学大学教授 作業療法士 大歳 太郎 氏	5/18 (土)	57
			6/15 (土)	43
L	個別支援計画作成	関西福祉科学大学教授 作業療法士 大歳 太郎 氏	5/18 (土)	49
			6/15 (土)	37
M	感覚運動	近大姫路大学教授 小河 晶子 氏	8/31 (土)	29
			9/7 (土)	26
			9/14 (土)	26



## ② 子育て講演会「発達のゆっくりな子どもの成長と性について～親・支援者が伝えること～」

養育上の大きな課題となる性教育について、前半では専門講師による基調講演、後半は各専門講師からのミニ講義と、参加者からの質問に答えるパネルディスカッション形式で開催した。また同時に発達のゆっくりな子ども（幼児・小学生）の託児を、療育専門ボランティアの学生が行った。

開催日	平成 26 年 3 月 2 日（日）		
テーマ	「発達のゆっくりな子どもの成長と性について～親・支援者が伝えること～」		
講師	大阪大学大学院人間科学研究科准教授	野坂 祐子 氏	
	京都橘大学健康科学部教授 小児整形外科医	安藤 忠 氏	
	神戸市教育委員会特別支援教育課 指導主事	河地 満則 氏	
	神戸市こども家庭センター 児童心理司	西田 いづみ氏	
参加者	110 人		

## ③ 障がい児保育ゼミ

障がい児保育ゼミは、障がい児童を担当している保育者に具体的事例を発表してもらい、その報告に基づきディスカッションを行い、①発達評価についての理解・方法、②保育所・幼稚園・施設・児童館での適応状況についてのとらえ方・考え方、③親の障がい受容のレベルをどう理解し、どう対応するのか、④障がいについての基本的な考え方、⑤親の養育態度と担当者との関係のあり方など、具体的なケース事例を通じて学ぶ研修である。

このゼミは、平成 2 年に神戸市立保育所長（指定保育所）20 人でスタートし、通園施設の保育士や児童館指導員、幼稚園教諭と参加対象者が広がった。その間、指定保育所制度はなくなり、市立・民間をとわずの保育所、幼稚園に希望があれば参加できるシステムになった。

今年度より、参加者全員に事例発表をしていただくように変更した。平成 25 年度は、33 名（32 園）が参加し、講師の京都橘大学健康科学部 安藤 忠教授から事例発表者やグループ討議に対して、コメントやアドバイスをいただいた。また、毎回視聴覚教材を用意していただき、参加者からは分かりやすい講義と好評だった。

## 1-3 その他の療育指導事業

### ① きらきらルームの実施（居場所づくり事業・自主事業）

発達のゆっくりな子どもと家族のための「きらきらルーム」は、平成 23 年 7 月からスタートした。

内容は、学生ボランティアとの自由遊び（13:30～16:30）と、講師を交えて保護者同士が交流や情報交換ができる、みんなでトークタイム（15:30～16:30）からなっている。感覚運動指導教室のない土曜日（概ね月 1 回）と、夏休みの平日（概ね週 1 回）に実施した。

子どもたちは周囲に気兼ねすることなく、ボールプール、セーフティマットなどの感覚運動器具やままごと、幼児向けの知育玩具、三輪車やスクーターといった乗り物などで存分に身体を動かして遊んでいる。時には子ども同士のケンカやトラブルもあるが、保護者や学生ボランティアが見守り、色々な出来事を経験しながら過ごしている。トークタイムの時間になると、子どもはそのままボランティアと遊びを続け、保護者は講師を交えて、発達や子育てについての情報交換やディスカッションを行っている。育児の悩みや進路の不安などを語り合うことで、保護者がお互いに共感しあい、また講師の的確なアドバイスも大きな支えとなっている。

3年目となる25年度は毎回約20組・50人前後の親子で賑わっている。毎回7～8組前後の初参加の親子があるがリピーターも多い。スタート時に年長児であった子どもたちが、きょうだいも含めリピーターとして参加する一方、2・3歳児で家庭センターでの発達検査待ちや判定後の保護者が、不安を抱えて参加するケースが増え、参加児童の年齢差が大きくなってきた。こういった子ども達を、安全にかつ興味のある遊びを提供するために、終了後のスタッフミーティングを中心に試行錯誤を重ねている。

講師は、神戸親和女子大学 教授 大島剛氏。専門スタッフは大島教授が所属されているふれあい研究会スタッフ、学生ボランティアは親和女子大学で教育や心理学を学ぶ大学生・大学院生が担当している。

#### 1. 参加状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施回数	8	16	16
登録組数	39	102	106
参加組数(延べ)	56	231	323
参加者数(延べ)	150	600	814

### ② 発達障害児等対応の巡回支援事業

平成22年度より、市内児童館の学童保育児童として登録されている発達障がい児等の配慮の必要な子どものために、より良い指導が提供できるよう、専門家に巡回してもらい、保育現場で対象児の観察と発達の特性に合ったアドバイスをする等、必要な研修を行った。

巡回希望館は、対象児の最近の様子を講師に伝えるため、巡回日のひと月前に調査票を提出する。講師は巡回前に調査票を読み、巡回当日には直近のエピソードの伝達や対象児の観察を行い、3か月程度で達成できる短期指導目標を立てる。巡回3か月後に指導目標について、改善したか、またその要因等を記載した「その後シート」を提出し、それをもとに年度末のケースカンファレンスを区ごとに開催する。

講師は、発達障害児療育センターしらゆり センター長 吉川康夫氏。平成25年度は41の児童館・学童保育コーナーを巡回(対象児の延べ人数：139名)し、1～2月にフォローアップ(区ごとに日を設け、各館30分程度)を実施した。

### ③ 拠点児童館事業への支援

平成23年度からスタートした拠点児童館(25年度6館)は、総合児童センターで行われている「ふれあい0歳児講座」「ふれあい1歳半講座」と「学齢期・思春期講座」を主に実施している。

ふれあい講座担当の親と子のふれあい研究会(代表：関西学院大学人間福祉学部 芝野 松次郎 教授)、学齢期子育て講座担当の家族支援研究会(代表：武庫川女子大学文学部 倉石 哲也 教授)の講師・スタッフによる職員研修を受けて、講座の司会進行やロールプレイ等の体験学習など、すべて児童館職員が担当する。そのため、拠点児童館むけのプログラム開発、プログラム内容の意図や効果など、細かいディテールにわたっての職員研修を、両研究会の講師・スタッフにより実施した。 \*毎年拠点館が増設されるのと人事異動に伴い、職員研修は毎年必要となる

また、これらの講座を支える託児ボランティア「子育てシニアサポーター」の養成についても、長年乳幼児の託児と観察を講座の中で行ってきた親と子のふれあい研究会の講師・スタッフが担った。

一方、拠点児童館新規事業として「感覚運動指導者養成講座(出張講座)」や単発の子育て勉強会「子育てほっとカフェ」などを、療育関連事業として開催した。

# 児童虐待防止110番事業報告

児童虐待 夜間休日相談ダイヤル実績報告

# 児童虐待防止110番

## はじめに

「神戸市児童虐待防止110番」（以下電話相談と略す）は、阪神淡路大震災をきっかけに平成7年4月に開設された「神戸市こころの相談110番」をそのまま引き継ぐ形で平成12年4月に開設された。子育てに関する不安や心配事の相談に応じることは、親子関係を良くする援助につながる。今日、児童虐待が大きな社会問題となっており、その予防活動が急務であることから、電話相談を児童虐待防止事業に位置づけることとした。愛称は従来の電話相談と同じく「すこやかテレフォン<sup>おーいよいこ</sup>0145」とし、子育てに関する相談を受け付けるという点では変わりはない。なお、チラシにも神戸市の広報紙にもこの事業は掲載され、児童虐待防止の意図を明らかにした広報を行っている。

## 1. 相談の概要（表1・2）

### (1) 相談件数

平成25年度の全受信件数は599件、そのうち問い合わせやいたずら電話を除いた実質相談は568件であり、昨年度に比べ15%強増加している。1ヶ月の平均相談件数は、47件である。

相談者は、保護者を中心とする大人がほとんどであるが、児童本人からの電話が50件あった。

### (2) 年代別・性別

年代については、平成25年度は、高校生の割合が最も多くなり、全体の54%となる。次いで、3歳～就学前年齢が19%、そして中学生が10%となる。高校生が多い理由としては、その年代の子どもを持つ保護者で、繰り返しかけてくるケースが増加したことによる。また、高校生本人からの相談件数も増加している。

性別については、女子の保護者からの相談の方が多かった。

## 2. 相談に対する処遇について（表3）

相談に対する処遇については、カウンセリング、助言・指導が98%を占める。匿名で、その場限りの関係ゆえに相談しやすいという長所をもった電話相談であるために、相談は1回で終わる場合が多いが、継続フォローが是非必要と判断したときは、再度電話するよう助言している。ただし、その際は相談相手の電話番号は聞かないことにしており、あくまでも相談者の自主性に任せている。ここ数年の特徴としては、保護者、児童本人共に繰り返しかけてくるケースが増加しており、電話によるカウンセリングの効果が出ているケースが増えている。他の機関に紹介する場合の紹介先は、こども家庭センター、他の児童相談所、福祉関係機関（神戸市総合療育センター・区保健福祉部）、教育関係機関、病院、保健所等である。

## 3. 年代と主訴（表4）

相談の主訴としては、ここ数年「発達」に関する相談が大きく増加している。発達のアンバランスについての問題意識が高くなっていること、発達のアンバランスを持つ子どもへの日々の関わりに悩むことが多く、繰り返し相談電話をかけてくるケースが増えたことによる。次に多いのが、「その他」（母親自身の人間関係の悩み）である。子どもの年齢層にかかわらず、親同士の関係や親の原家族との関係に悩むことが多い状況が浮かび上がっている。

## 4. 虐待関係

### (1) 虐待通報

3件であった。虐待通報は、当こども家庭センターの家庭支援係につないでいる。なお、市外の場合は管轄の児童相談所への通報を依頼している。

### (2) 虐待相談

「つい子どもを叩いてしまう」「子どもが可愛く思えない」「『あんたなんか産まなかったらよかった』と言ってしまった」など、子どもに対して不適切な言動をとったことに対する相談を虐待相談として再掲（表4-1）した。件数は23件である。これは明確な訴えのあったケース数であって、他の主訴の場合でも「イライラして暴言を吐きそうだ」「強く叱ってしまう」「誰にも助けてもらえず子育てが嫌だ」という訴えをしている育児ストレスの高いケースがみられる。

母親自身の気持ちを落ち着けようと繰り返しかけてくるケースがあり、電話相談で話すことによって虐待にエスカレートすることを防いでいる。

## 5. 虐待相談内容

子どもの発達過程で、養育のつまずきにとまどっている母親の姿が浮き彫りになってくる。多くの場合、母親は一人で悪戦苦闘しており、周りから孤立しているように感じている。実際母子家庭や夫や祖父母から育児の援助の少ない家庭であったり、再婚家庭で母親のストレスが高い家庭背景がある。親の思い描いていた子ども像と実際の子育てとのズレに不満を持ち、焦り、いらだっている。その気持ちが爆発し、子どもに攻撃を向けてしまった後、自責の念にかられ落ち込んでしまう。

また、母親に精神疾患があったり、母親自身が虐待を受けてきたとか、ドメスティックバイオレンスがあるなど養育者の問題が複雑になってきている。

<対応としては次のような援助を心掛けている>

§ 「たたいてしまう」等の発言に対して、責めるような対応はしない。

§ 子どもの様子を聞きながら、子どもの気持ちを一緒に考えてみる。多くの母親はすでに気づいているので、確認するような感じになる。

§ 子どもの成長過程を振り返る。成長過程について説明を少し加える。成長していることが判れば、少し安心できる場合もある。

§ 話の内容から、親が出来ている良い対応の仕方を取り上げ、母親自身に再確認してもらう。

§ 子どもの年齢が高い（中・高校生ぐらい）場合は、親子は必ずしも性格・気持ち等が合うものではない（合わないのがおかしいわけではない）という立場で対応することがある。合わないしんどさを受け止めるようにする。

相談時間は、30分から60分位が多いが、60分以上かかる相談も28%ある。平均相談時間は50分程度である。話をきいてもらうことで「ちょっと、楽になりました。少しずつやってみます。」など、終了時には、相談者の声の感じも落ち着き、柔らかくなる。「また何かありましたらどうぞ」と付け加えて終了する。

表1 電話による相談の概況

平成25年度 (単位: 件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備 考		
受信の状況	全受信件数	60	44	53	55	40	47	47	45	36	52	62	58	599			
	相談者	保護者	48	36	48	43	35	41	42	43	31	39	46	41	493		
		児童本人	7	2	4	4	4	5	1	1	2	10	14	17	71		
		その他	5	6	1	8	1	1	4	1	3	3	2	0	35		
		計	60	44	53	55	40	47	47	45	36	52	62	58	599		
	受信内容	虐待通報	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		一般相談	55	38	52	48	39	46	46	44	33	49	60	58	568		
		問合わせ等	1	1	0	3	0	1	0	0	1	2	0	0	9		
		ノイズ	3	3	1	4	1	0	1	1	1	2	1	2	0	19	
		計	60	44	53	55	40	47	47	45	36	52	62	58	599		
相談の状況	3未歳満	男	0	1	1	0	0	0	2	1	1	1	1	0	8	以下は、受信内容のうち「虐待通報・問合わせ等」及び「ノイズを除いたものについての状況である。」	
		女	2	0	2	0	3	2	3	1	1	1	1	0	16		
		小計	2	1	3	0	3	2	5	2	2	2	2	0	24		
	3歳～就学前	男	7	8	9	7	6	10	12	8	4	7	11	9	98		
		女	1	0	0	3	1	2	1	0	2	1	0	1	12		
		小計	8	8	9	10	7	12	13	8	6	8	11	10	110		
	小学1～3年生	男	5	1	2	4	3	1	2	1	0	2	2	1	24		
		女	0	1	3	1	0	1	0	0	3	2	1	0	12		
		小計	5	2	5	5	3	2	2	1	3	4	3	1	36		
	小学4～6年生	男	2	0	3	4	2	3	4	4	2	2	1	0	27		
		女	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	2	7		
		小計	2	1	4	4	2	5	4	4	2	2	2	2	34		
	中学生	男	0	1	1	2	3	7	7	7	5	6	1	4	44		
		女	1	0	2	2	0	0	0	2	2	0	1	1	11		
		小計	1	1	3	4	3	7	7	9	7	6	2	5	55		
	高校生	男	2	3	2	2	0	2	1	2	1	2	2	3	22		
		女	35	22	26	23	20	16	13	16	12	25	38	37	283		
小計		37	25	28	25	20	18	14	18	13	27	40	40	305			
成人	男	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1			
	女	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3			
	小計	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	4			
計	男	16	14	18	19	14	23	28	24	13	20	18	17	224			
	女	39	24	34	29	25	23	18	20	20	29	42	41	344			
	小計	55	38	52	48	39	46	46	44	33	49	60	58	568			

表2 主訴：児童本人分

平成25年度 (単位：件)

年代・性別		いじめ	友人関係	異性	学業	進路	その他の 学校関係	性格	身体など	家庭	その他	合計
小学1～ 3年生	男											0
	女											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学4～ 6年生	男											0
	女											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	男								2			2
	女											0
	計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
高校生	男			1								1
	女	1	8		3	46	2			6	2	68
	計	1	8	1	3	46	2	0	0	6	2	69
計	男	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3
	女	1	8	0	3	46	2	0	0	6	2	68
	計	1	8	1	3	46	2	0	2	6	2	71

表3 相談に対する助言・指導等処遇の状況

平成25年度 (単位：件)

処遇別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
助言・指導（1回で終了）		54	37	51	46	37	46	46	43	33	49	59	56	557	
助言指導 継続	再電話勸奨 <sup>注1</sup>	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
	訪問指導のみで終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	児相 フォロー	電話相談から引継	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		訪問指導後引継	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
他機 関紹 介	福祉関係機関	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	教育関係機関	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他の児童相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計		1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
情報提供		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	4	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		55	38	52	48	39	46	46	44	33	49	60	58	568	

注1：経過観察後に再度電話するよう助言したもの等である。

表4 主 訴（年代別・性別）

平成25年度 （単位：件）

（再掲）（表4-1）

年代・性別		養 護	発 達	保 健	性 格	被 害	非 行	性	育 成	そ の 他	合 計	虐待相談
3 歳 未 満	男	4	1	1						2	8	2
	女	3	4	1		1				7	16	2
	計	7	5	2	0	1	0	0	0	9	24	4
3 歳～ 就学前	男	5	75	1	9				2	6	98	9
	女	1	2	1	6				2		12	1
	計	6	77	2	15	0	0	0	4	6	110	10
小学1～ 3年生	男	3	4	3	7	1	1		4	1	24	0
	女		4	1	4	2			1		12	1
	計	3	8	4	11	3	1	0	5	1	36	1
小学4～ 6年生	男	4	3	1	7				8	4	27	0
	女	2	4				1				7	2
	計	6	7	1	7	0	1	0	8	4	34	2
中 学 生	男	6	3	3	12		1	1	3	15	44	4
	女	1	3		2	1	2			2	11	0
	計	7	6	3	14	1	3	1	3	17	55	4
高 校 生	男	2	5		5		1	1	4	4	22	1
	女		245			1			4	33	283	1
	計	2	250	0	5	1	1	1	8	37	305	2
成 人	男		1								1	0
	女						1			2	3	0
	計	0	1	0	0	0	1	0	0	2	4	0
計	男	24	92	9	40	1	3	2	21	32	224	16
	女	7	262	3	12	5	4	0	7	44	344	7
	計	31	354	12	52	6	7	2	28	76	568	23



# 児童虐待 夜間休日相談ダイヤル

(平成25年4月～26年3月)

1. 夜間・休日における児童虐待の相談や通報等に適切に対応するため、電話相談体制を強化し、「児童虐待 夜間休日相談ダイヤル (078-382-1900)」として平成17年7月に発足した。

体制としては、休日（土・日・祝日、年末年始）及び平日夜間（午後5時30分～翌日午前8時45分）に電話相談員を配置し、児童虐待の相談や通報を中心とした電話相談に応じるとともに、緊急ケースについては関係職員や機関との連携により迅速な対応をとることとしている。

## 2. 電話受付件数（全体）

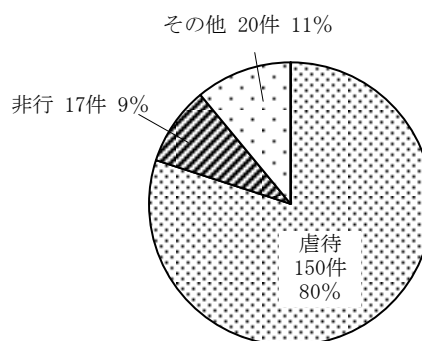
通報が187件、相談が411件、関係機関からの連絡・取次ぎ他2,268件、合計2,866件となっている。1日あたりの受付件数は、通報・相談が合わせて1日あたり1.6件、連絡・取次ぎ他が1日あたり6.2件である。前年度と比べ、1日あたりでは通報・相談は16%の減、連絡・取次ぎ他は10%の増となっている。

## 3. 通報内容

### (1) 内容別内訳

虐待が約8割を占めている。

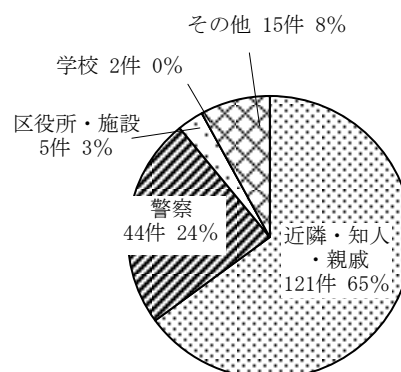
虐待	非行	その他	合計
150件	17件	20件	187件
80%	9%	11%	100%



### (2) 通報者

近隣・知人・親戚からが65%と最も多く、次いで警察からが24%となっており、両者で全体の89%を占めている。

近隣・知人・親戚	警察	区役所・施設	学校	その他	合計
121件	44件	5件	2件	15件	187件
65%	24%	3%	0%	8%	100%



### (3) 通報時間

時間帯でみると、夜間（平日を含む）が17時から0時までを合計すると57%を占め、前年度に比べて6ポイント減少している。土日祝の9時から17時が21%、深夜早朝（0時から9時）は22%で6ポイント増加している。

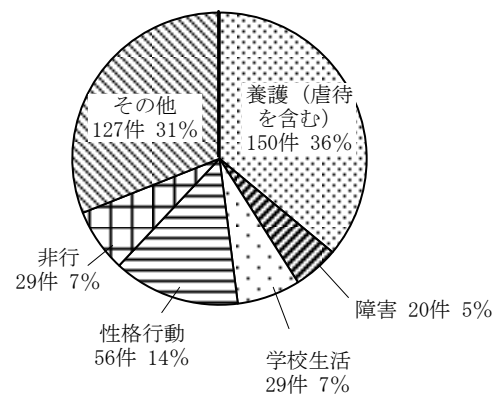
9～17時 (土日祝)	17～21時	21～0時	0～9時	合 計
39件	64件	43件	41件	187件
21%	34%	23%	22%	100%

#### 4. 相談内容

##### (1) 内容別内訳

養護（虐待を含む）が36%を占め、次いでその他の相談が31%を占めている。

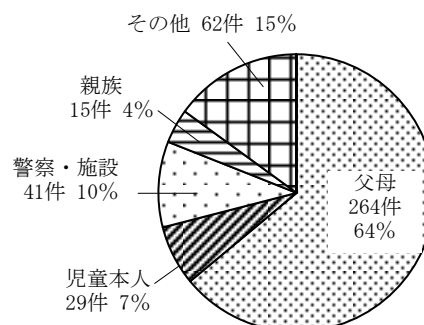
養護 (虐待を含む)	障 害	学校生活	性格行動	非 行	その他	合 計
150件	20件	29件	56件	29件	127件	411件
36%	5%	7%	14%	7%	31%	100%



##### (2) 相談者

6割強を父母が占めている。次いで、警察・施設、児童本人となっている。

父 母	児童本人	警察・施設	親 族	そ の 他	合 計
264件	29件	41件	15件	62件	411件
64%	7%	10%	4%	15%	100%



##### (3) 相談時間

時間帯で見ると、土日祝の9時から17時が36%と昨年度に比べて2ポイント減少している一方、夜間が17時から0時までを合計すると46%で4ポイント増加している。また、深夜から早朝にかけては14%と2ポイント減少している。

9～17時 (土日祝)	17～21時	21～0時	0～9時	合 計
147件	130件	76件	58件	411件
36%	32%	18%	14%	100%

〈資料〉  
統計

# 1. 平成25年度に受理した相談及び対応の状況

## 1-(1) 年齢別・相談区分別件数

(単位：件)

年齢別	相談区分	養護相談		保健相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)	
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談			しつけ相談	いじめ相談
0歳		19	32	0	0	2	36	0	8	0	0	0	0	0	0	0	97	0	0
1歳		40	25	0	4	3	54	1	23	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0
2歳		47	27	0	4	3	375	2	67	2	0	0	0	0	0	0	527	0	0
3歳		43	26	0	1	1	733	1	129	2	0	0	2	0	0	0	938	0	0
4歳		45	38	0	1	1	392	2	118	1	0	0	4	1	0	0	603	0	0
5歳		42	24	0	0	1	385	0	126	0	0	0	5	0	0	0	583	1	0
6歳		39	17	0	0	0	157	0	124	1	0	1	14	1	0	0	354	0	0
7歳		50	21	0	0	0	73	0	38	0	0	0	23	4	0	0	209	0	0
8歳		32	15	0	0	0	60	0	85	0	2	2	19	2	0	0	217	0	0
9歳		38	16	0	0	0	56	0	113	0	3	4	18	3	0	0	251	0	0
10歳		42	16	0	0	0	40	0	100	0	9	4	26	13	0	0	250	2	0
11歳		30	10	0	0	0	31	1	79	0	11	6	33	6	0	0	209	1	0
12歳		33	20	0	0	0	50	0	118	0	13	39	29	12	0	0	314	1	0
13歳		23	13	0	0	0	33	0	86	0	39	136	34	29	0	0	396	1	0
14歳		25	18	0	0	0	25	1	52	0	45	56	25	25	0	0	273	2	0
15歳		20	12	0	0	0	26	0	27	0	28	3	20	9	0	0	146	1	0
16歳		13	8	0	1	0	11	1	40	0	12	0	11	5	0	0	102	0	0
17歳		8	15	0	0	0	10	1	26	0	13	1	6	0	0	0	80	0	0
18歳以上		0	39	0	0	0	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	48	0	0
計		589	392	0	11	11	2549	10	1366	6	175	252	269	110	0	0	5747	9	0
1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)		0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
3歳児精神発達精密健康診査(再掲)		0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(再掲)	0
里親、養親希望に関する相談(再掲)	2

1 - (2) 相談経路・男女別件数

(単位：件)

性別	都道府県				市 町 村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び 医療機関	
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関
男	170	0	1217	48	29	1	18	170	0	80	0	1	345	12	314	12
女	55	0	533	24	9	2	4	55	4	28	1	3	124	0	101	7
計	225	0	1750	72	38	3	22	225	4	108	1	4	469	12	415	19

性別	学 校 等			里 親	児 童 委 員 (通告の仲介含む)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	(再 掲)			
	幼稚園	学 校	教育委員会等								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	0	23	0	5	3	1343	150	13	29	3983	2	19	0	0
女	0	26	0	3	0	607	144	16	18	1764	1	12	0	0
計	0	49	0	8	3	1950	294	29	47	5747	3	31	0	0

(注) 保健所とは各区保健部をいう。

1-(3) 相談区分別・対応の状況

(単位：件)

相談区分	対応区分	対応件数															未処案件数 (年度末現在)	施設入所待機 (再掲)			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	福祉事務所送致又は通知 知的障害者福祉司・社会 福祉主事指導を含む	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号 による家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約	その他			計	施設入所待機 (再掲)	
		助言指導	継続指導	他機関幹旋						入所	(再掲) る家庭裁判所送致 法第27条の3によ										通所
養護相談	児童虐待相談	98	476	11	3	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	612	0	0	0
	その他の相談	256	0	1	0	0	0	0	0	68	0	1	0	11	0	32	369	0	107	0	
保健	相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	16	0	4	0	
	視聴覚障害相談	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	1	0	
	言語発達障害等相談	2263	38	1	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	39	2345	0	589	0	
	重症心身障害相談	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	12	0	4	0	
	知的障害相談	1348	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	4	6	1362	0	297	0	
	自閉症相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	
非行相談	ぐ犯行為等相談	110	39	0	1	0	0	0	0	10	0	0	0	0	5	0	4	169	0	14	0
	触法行為等相談	172	57	4	1	0	0	0	1	3	0	0	0	6	0	0	244	0	36	0	
育成相談	性格行動相談	170	66	6	0	0	2	0	0	7	0	0	0	0	0	7	258	0	71	0	
	不登校相談	66	37	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	110	0	43	0		
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	しつけ相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の相談	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	1	0		
	計	4526	714	27	5	0	4	0	1	115	0	5	0	11	7	91	5517	0	1170	0	
(再掲)	いじめ相談	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	6	0	
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2. 受理した相談の区分別等の推移

### 2- (1) 相談区分別の推移

(単位：件)

相談区分 年度	養護 相談	保健 相談	心身障害相談						ぐ 犯行為等 相談	触 法行為等 相談	育成相談					そ の 他 の 相 談	合 計
			肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 発 達 障 害 相 談	重 症 ・ 心 身 障 害 相 談	知 的 発 達 障 害 相 談	自 閉 症 相 談	計			性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談	計		
16	585	4	121	1,008	220	1,660	33	3,042	158	150	272	124	4	8	408	295	4,642
17	565	1	108	1,158	236	1,588	32	3,122	119	158	273	63	1	13	350	434	4,749
18	634	1	78	1,381	176	1,563	54	3,252	117	190	307	113	2	4	426	610	5,230
19	641	0	65	1,543	144	1,547	17	3,316	146	264	229	83	2	10	324	482	5,173
20	542	0	54	1,410	215	1,269	15	2,963	119	236	189	98	0	4	291	502	4,653
21	636	0	45	1,512	152	1,372	7	3,088	161	265	194	62	2	4	262	497	4,909
22	932	0	31	1,990	26	1,215	9	3,271	130	155	196	108	1	7	312	423	5,223
23	967	2	25	2,169	16	1,335	3	3,548	171	171	229	123	2	12	366	211	5,436
24	1,029	0	11	2,347	16	1,285	1	3,660	183	247	246	87	4	2	339	3	5,461
25	981	0	11	2,560	10	1,366	6	3,953	175	252	269	110	0	0	379	7	5,747

### 2- (2) 相談経路別の推移

(単位：件)

経路区分 年度	都道府県・市町村				児童福祉施設			警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所等		学 校 等			里 親	児 童 委 員 会	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計			
	福 祉 事 務 所	児 童 委 員 会	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関			保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等										
16	1,669	9	357	61	4	220	34	359	31	36	102	4	1,637	69	4	46	4,642							
17	554	1,219	1	19	28	358	21	58	1	6	232	24	359	19	0	51	117	0	1	1,568	69	8	36	4,749
18	10	1,785	1	65	67	412	66	79	2	0	297	22	348	29	3	51	101	5	0	1,749	90	18	30	5,230
19	4	1,977	1	22	83	278	50	69	0	1	426	19	390	23	6	67	107	6	0	1,545	84	7	8	5,173
20	0	8	1	1,619	474	196	8	60	5	1	379	25	358	17	1	44	75	4	0	1,264	94	14	6	4,653
21	0	43	3	1,825	339	196	13	75	3	6	433	10	348	16	1	55	67	4	2	1,301	143	4	22	4,909
22	0	24	0	1,804	449	275	8	70	6	12	388	16	356	25	1	61	32	5	4	1,388	247	17	35	5,223
23	0	7	0	1,766	450	291	7	78	3	5	429	6	409	31	2	47	14	3	4	1,550	278	24	32	5,436
24	0	43	1	1,694	93	400	3	98	2	2	493	7	421	23	3	53	0	4	9	1,750	287	30	45	5,461
25	0	38	3	1,772	297	225	4	108	1	4	469	12	415	19	0	49	0	8	3	1,950	294	29	47	5,747

2-(3) 対応区別の推移

(単位：件)

処遇区分 年度	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 司 の 指 導	福 祉 事 務 所 へ 送 致	児 童 委 員 の 指 導	里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	児 童 福 祉 施 設 入 所 ・ 通 所						指 定 国 立 療 養 所 委 託	家 庭 裁 判 所 へ 送 致	面 接 指 導				そ の 他	合 計	
							児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 養 護 施 設	乳 児 院	障 害 児 入 所 施 設	障 害 児 通 園 施 設	そ の 他 施 設			計	他 の 機 関 に 幹 旋 ・ 紹 介	継 続 指 導 (二 回 以 上)	助 言 指 導 (二 回 の み)			計
16	9	26	0	0	3	1	24	120	32	76	136	1	389	0	2	135	519	3,230	3,884	402	4,716
17	18	21	1	0	5	0	21	96	28	83	128	2	358	0	3	126	408	3,111	3,645	547	4,598
18	13	19	0	0	5	0	21	93	27	42	126	2	311	0	5	202	583	2,978	3,763	682	4,798
19	14	13	0	0	5	0	27	67	27	2	3	1	127	0	9	169	641	3,777	4,587	624	5,379
20	14	21	0	0	1	1	20	67	20	4	4	1	116	0	8	121	655	3,344	4,120	633	4,914
21	16	8	0	0	6	1	27	68	31	5	0	6	137	0	8	57	592	3,293	3,942	592	4,710
22	11	8	0	0	7	0	17	58	22	3	2	1	103	0	15	58	747	4,017	4,822	179	5,145
23	1	12	0	0	6	1	15	72	19	2	0	2	110	0	13	45	694	4,262	5,001	99	5,243
24	4	6	0	0	20	0	20	51	32	2	1	6	112	0	4	33	676	4,261	4,970	136	5,252
25	1	5	0	0	11	4	19	48	32	4	5	12	120	0	11	27	714	4,526	5,267	98	5,517



平成25年度研修生・実習生受入実績

1. 家庭支援係・養育支援係・養育支援2係

	受入学校名	期 間	人 数
1	関西学院大学	5月24日～12月3日	1
2	関西学院大学	7月29日～8月21日	1
3	関西福祉科学大学	8月14日～9月2日	1

2. 判定指導係

	受入学校名	期 間	人 数
1	神戸女学院大学	5月13日～3月18日	1
2	神戸親和女子大学	5月13日～3月13日	1

3. 一時保護係

	受入学校名	期 間	人数
1	神戸女子短期大学	8月19日～8月29日	2
2	神戸親和女子大学	9月2日～9月12日	1
3	神戸親和女子大学	10月12日～10月31日	1
4	神戸女子大学	10月15日～11月6日	1
5	神戸女子大学	2月17日～2月27日	1
6	神戸女子大学	2月28日～3月30日	1
7	頌栄短期大学	3月18日～3月28日	1

笑顔を求めて —神戸の児童支援—

—— 平成25年4月～平成26年3月 ——

発行 神戸市こども家庭局こども家庭センター

平成26年8月

電話 078-382-2525

FAX 078-362-0415

所在地 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3番1号

こうべ人づくりメッセージ

## 3つの合言葉

笑顔 あいさつ ありがとう  
助けあい ゆずりあい 高めあい  
ほめよう 伸ばそう 育もう